

明代江南の優免と竿牘

濱島 敦俊

はじめに

本章は、これから中国近世史の学習を一步進め、具体的な史料の解析に取り組もうとしている人々を念頭に置き、特定の主題——明代江南デルタ（以下、江南と略称）の優免と竿牘——について、史料の読解・分析の方法を述べようとするものである。明代後期の徭役改革として一般によく知られているのは、「一条鞭法」（俗に「条鞭」）であろう。此が実施された時期・地域は、各地の社会経済の実情を反映して様々であり、明朝中央の統一規範に拠って一斉に施行されたものではない。本章の舞台の江南は、五代の地方政権呉越の治下でデルタ低地開発が始まり、宋代から二十世紀末に到るまで、全中国の最先進地域の位置を占め、明清両王朝でも国家財政の相当部分を負担した重要な地域であった。

中国史研究の中で明清社会経済史の分野は、漸く二十世紀半から研究が本格化した領域である。当時、特に資本主義萌芽の有無が、大きな研究課題となっていたので、江南が最も重要な考察対象となったが、そこでは、一条鞭法は殆ど研究課題とはなつて来なかった。替わつてこの地で深刻な行政・財政、そして政治・社会問題となっていたのが、官僚地主Ⅱ「郷紳」の徭役免除特権即ち「優免」であった。優免は、国家が各州県に課する徭役自体の消滅を意味せず、誰かが代わつて負担せねばならぬ。江南各地で、不公平な負担に不満な庶民身分の直営地主・富農階層から、優免の制限・廃止を求める動きが大きくなって来た。此を承け、東林派系統の地方官や本地の郷紳達が、優免特権の制

限、究極には廃止を目指して「均田均役」を推進する。何度も挫折を経つつ、遂に清代康熙前期には、優免を全廃し、所有面積に比例して徭役を負担する改革が、江南全土で施行された。

しかし、社会階層としての「郷紳」の存在状況は、全国で大きな地方差があり、優免特権がさしたる社会問題となっていない地域もあり、均田均役とは完全に無縁であった地方が多数を占めていた。つまり江南で深刻重大な社会対立を惹起していた問題・改革が、全国から看れば大問題とは言えず、従って、『大明實錄』・『大明會典』・『明史（食貨志）』等、中央の基本資料がこの改革に論及すること稀であり、その故か歴史学研究でも長らく無視されて来た（1）。

何故、「江南」では一条鞭法が重視されないのか。最も早く体系的に一条鞭法を考察したのは、一九七〇年、文革の動乱の中で病死された碩学梁方仲教授の論攷「一条鞭法」（2）であった。此に拠れば条鞭は、大体、①徭役科派基準の「人丁・事産」から事産＝所有面積への移動、②里甲雑役の全て、そして里甲正役の物納部分の一本・銀納化、③夏税・秋糧の銀納化と④の付加税化の方向、の三点が志向されていた。実は最先進地域江南では、明代後期を俟たず、此等の多くが個々に実施されていた（そもそも、江南では科派基準は明初から事産のみに在った）。

本章は、江南郷紳の「優免」につき、未解明の問題を二個——開始・手続——設定し、関連史料を選んで、史料読解を試みる。

一 基本語彙の定義

本論に入る前に、読解の前提として、基本語彙の意味を明確にしておこう。

「江南」…広くは長江以南を指す場合もある地域呼称、特に共通の概念は確定していない。私は断らぬ限り、「江南デルタ」に限定して使う。行政的には明代南直隸の蘇州・松江・常州三府と浙江省の嘉興・湖州二府、併せて江南（浙西）五府の地域である。

この地域は、以下の六点に於いて均質性が見られ、西隣の杭州・北隣の鎮江兩府とは明確な差異が存在する。第一…
自然地理。大部分が太湖周辺の沖積低地。第二…**人工地形**。五代呉越錢氏政權の水利開発に始まる「圩田」地帯。圍繞する堤防Ⅱ圩岸の上に村（聚落Ⅱサト）は立地、小規模の船溜Ⅱ浜ヒヤクを持つ（3）。第三…**商業・流通経済**。十六世紀半から簇生する市鎮が最も濃密に形成された。しかし、古今東西、市場町の先蹤とされる定期市が、この地では出現した痕跡が全く無い。第四…**社会階層**。最も早く「郷紳」の語彙が生まれ、彼等の避役への対策として均田均役を実施。第五…**社会组织**。明代から清代前期まで、「宗族」が普遍的ではない（4）。第六…**民間信仰**。村社に普遍的に総管信仰が見出される（5）。

「郷紳」…宋代以降、科挙を経て官僚となった人々は「士大夫」と呼ばれていた。明代後期から、現職・退職・休職或いは未出仕を問わず、本地出身の官僚有資格者は、「郷紳」と呼ばれるようになる。初め萬曆年間江南の白話小説に登場、つまり民間発生の語彙・概念が、やがて全土に拡大、更には行政用語にまで成長した。士大夫の本質には変化が無いのに、新名辞Ⅱ郷紳が産まれたのは、彼等の郷里での行動に変化が生じたためであり、次項「優免」と連関する。なお江南では、進士・舉人と出仕貢生までが郷紳の範疇に属し、生員を含める場合は、「紳・士」と称される場合が多い。

「優免」…語義は「優待して免除する」。近世Ⅱ宋代以降を研究する学人には普通の語彙であるが、唐代以前に定着していたか否か確認できぬ。古く上代には、税役の優待免除を「復」（6）と呼び、「復其家」と言う表現は多く見られる。やがて唐代編纂の北朝の史書に、「優復」と言う語彙が出現し、唐代中期には存在が確認されるが、北朝時期に此の語彙が使われていたか否か確認できぬという（窪添慶文教授の御教示に拠る）。『漢語大詞典』に拠る限り（典拠の例示は簡易に過ぎるが）、優免と言う語彙の初出は、『北齊書・後主紀』（巻八、後主、天統五年七月戊申）であり、河北諸州の旱害被災者の「租・調を優免する」との詔勅である。但し、北朝に既に「優免」と言う語彙が存在していたかは、直ぐには

断定できない(2)。明代では既に法制用語として定着している。

「竿牘」…書簡一般を指す語彙であるが、地方官に呈上する私信の意味で用いられることが多いように感じる。

「均田均役法」…中世の「均田法」は、(第一)官品に依る土地所有額の制限、(第二)耕田の授給と収回、二個の規範であった(但し、後者の収授は、本土における実施を証明できる史料が確認されていない)。土地所有が無制限に認められた近世以降、収授は勿論、限田も全く存在しない。此の明代江南の「均田」は、徭役負担の基準を田土所有面積に比例させること(照田派役)、そして「均役」は、官僚・庶民の別を問わず、負担することを意味した。

二 洪武期の士大夫優免

遊牧民の征服王朝(3)から漢人の王朝へ、当然に多くの制度、特に礼制の面では徹底した改制が実施された。同時に、実は元朝治下で始められた制度が、明制に引き継がれ、確定・拡充されたものも少なくない。明朝の鄉村支配システムとして、日本の高校の歴史授業でも必ず教えられる「里甲制」は、元朝が施行した「社制」が先行していたらしい。後漢・三国期以降、漢民族で同一聚落到に居住する住民の結合は、土地廟うじがみの共同祭祀に基礎を置いていた。原始(古)代、聚落の共同祭祀は「社」であり、自然神を露壇(社壇)の立木で祀っていた。古代末期、仏教の流入は漢人の宗教構造に大きな変化をもたらし、聚落の共同祭祀は特定的人格を守護神として崇拜する「土地廟」に変わった。土地廟信仰・祭祀は、海外にまで拡がった漢人系統の居住空間でも、現代に至るまで通常に見出される(4)。この古代から中世への宗教構造の変動にも拘らず、新たな土地廟(社廟)は古来の社(里社)の名辞を以て呼ばれて来ている。モンゴル王朝が漢人世界を支配する際、基層郷村の支配システムとして自然村の里社の結合を利用し、「社制」が行政村として設定された。華中に興る朱元璋政権は、このシステムを継承しようだ。明代極初期の里甲は「里社」との関連で語られることが多い。つまり社制(元制)を基礎に、里甲制(明制)は出現したと考えられる。

しかし、こと士大夫に関しては、元代と明代の待遇は著しく異なる。元朝が漢人士大夫の処遇に、配慮を尽くしたとは想像し難い。朱元璋政権は士大夫官僚の処遇について、新たに規範を設定せねばならなかった。『太祖實錄』を繙くと、草創期の十年間、官員優免は固定せず、適宜、様々な措置が取られていたようである。

ところで江南士大夫について、面白い記事が存在する。洪武三年の最初の郷試を通過した浙江湖州府德清縣新市鎮の挙人王軫ケンがおり、翌四年に陝西某県知県に赴任した。この息子に宛てて、在郷経営地主の父親王升が家郷から送った書簡を、太祖が偶目した。息子に対する誠実真摯な教訓を読んだ太祖は詔勅を下し、王氏に種々の褒賞を与える。その一つに「復其家」つまり優免があつた（以上、『太祖實錄』洪武四年閏三月、是月条）。

極めて幸いなことに、この記事については、詔勅や書簡の原件が新市鎮王氏に所蔵されており、それを新市鎮の方志、『正徳』『仙潭志』（以下『正徳志』と略称）が忠実に収録している（西嶋定生教授が、恩師加藤繁老師の感想「明代に史料が一つ有れば、必ず対応史料が有る」を、講義の餘話で話されたことを思い出した）。その書簡が、官員の家族の服役を語るのである。

【史料〇二】正徳『仙潭志』卷六、王升「付男軫家書」
標点文

本家徳清之役、已辦兩圖黃册里長。及歸安各處甲首、皆不擾而辦。里長不赴京倉、此甚良法也。正擬安靜幾時、十二月間、本縣又定充新市巡檢司弓兵、分管十二都。但備辦什物、勾捉軍人、至今不得寧息、所費亦不少也。

訓読文

本家、徳清の役は已に兩圖の黄册里長を辦じたり。歸安各處の甲首に及びては、皆、擾わづらはずして辦じたり。里長、京

倉に赴かざるは、此れ甚だ良法なり。正に安靜はるかを擬ること幾時ぞ、十二月間本縣は又新たに新市巡檢司の弓兵を定充し、十二都を分管せしむ。但に什物を備辦し、軍人を勾捉するのみなるも、今に至るも寧息するを得ず、費やす所も亦少なからざるなり。

語釈——演習に臨んで

この項では、主に史料読解のための語彙の解釈・説明を行う。普通、各位は各種辞書・字書・事典類を参考にするのである。その際望むらくは、ただ意味を理解するのみならず、その辞書類は何を根拠に解釈したか、その語彙が史上如何様に使われて来たか、にまで注意を向けることである。一歩進んで考察を深める路を歩み始めた各位には、単に知識を獲得するだけでなく、典拠への関心を深めてほしい。(本章は紙数の関係でそれを省かざるを得ないが)。

〈兩圖〉各「里」の地理範圍を「図」と称し、両者は混用される。明代後期の里甲制弛緩・解体後も、近代に到るまで、県下の地理区分(所在地表記)に「図」は残った。相当の土地を所有する王氏は二個の図の里長を負担した。〈歸安〉徳清県が北接する、湖州府附廓(県衙が府城内に在る)の県。(前項「兩図」と併せ読めば、王氏の土地所有の規模の大きさと分布の広さが相当のものであることが窺がえる)。〈黃冊〉(賦役黃冊)十千の「庚」年に作成され、次年「辛」年から十年の里甲徭役負担を課す簿冊。「戸」ごとに人丁(徭役負担の能力を持つ男性。但し賦役黄冊には、隸屬者を含む世帯の男女全員を記載)と事産じさん(耕地や家屋などの不動産)が登記され、戸籍・財産登記簿・課税台帳の機能を持つ。この作成作業を「編審・編造」と言う。〈里長〉黄冊には富戸から貧民まで、聚落(社・村)の全戸を登録する。その上で各戸の人丁・事産(現実には江南では事産のみ)の上位十戸を「里長戸」、続く百戸を「甲首戸」とし、ここから毎年里長一戸・甲首十戸に、徴税その他の徭役を課す。此れが「里甲正役」である。〈里長不赴京倉〉此の文言から推せば、三年庚戌の編審、四年辛亥からの負担開始を待たず、既に江南では農村の富裕戸に「里長」が指定され、徴収した租税(税糧)を首都

應天府（後の南京）所在の糧倉まで運ぶ任務が課されていた。此の王氏も負担していたと推定される。洪武四年、新たに税糧一万石を基準に、「糧長」⁽¹⁰⁾が選ばれ、首都への運解の徭役が課され、里長の役務が軽減された。〈巡檢司〉各州県の繁華な聚落や交通の要所に、複数箇所設置された。金朝に始まる警察機構である。長官は巡檢司巡檢、從九品。服務したのが「弓兵」。明朝の草創期、一般的警察と言うよりは、逃亡軍戸の逮捕が主任務であつたらしい（群雄の兵力は全て元制継承の衛所に編入されたと推定されるが、逃兵の出現は想像に難くない）。

現代語訳

我家の徳清県所在田地に課された徭役は、二個の里の里長を務め終えた。（北隣の）歸安県所在の田地に関しては、数か所の甲首を負担し、さしたる困難無しに順調に任務を終えた。（今年から糧長が新設）里長が首都まで税糧を輸送せず済むようになったのは、真に良法である。任務を終え、一安心と思っていたら、年末十二月になって、第十二都を管轄する新設の新市巡檢司の弓兵の負担が課された。家具等を準備し、逃亡軍戸捕縛に駆り出されるのだが、支出も少なくない（のは厄介）。

この史料が語るもの

『實錄』収載の書簡には、此の徭役負担を語る部分は省かれている。太祖は、口を極めて父親王升を褒めるが、官員の徭役負担は、特に褒めることに非ず、ごく自然と認識していたかに見える。半世紀以上前、日本の学界で、賦役黃冊編造と里甲制の洪武十四年（辛酉）開始が定説であつた。根拠は明朝の法令集『大明會典』戸部・徭役の項の「洪武十四年攢造黃冊格式」。しかし、此は「格式」であり、十年間の実施を経た上で出された施行細則である。研究の進展は、里甲制洪武四年開始説を産んでいた。私は一九八二年に上海図書館で、新市鎮（宋代の軍鎮に遡る商業中心地）の

未刊抄本、正徳『仙潭志』を閲覽し、この史料（未だ何人も紹介していない、貴重な新史料）を発見した。そこで改めて『太祖實録』に当り、関連する記事を見出したのである。新市鎮王氏は、既に明代中期弘治年間には零落していたが、書簡・詔勅など原本が残っており（後に嘉靖倭寇で焼失）、正徳志は関連資料全文を収録した。詳細な分析は別稿に譲るが、元明鼎革時期の諸方面の考察に極めて有用な史料と言えよう。

さて、前述したように、父親の親書を偶目した太祖は嘉賞し、種々褒美を与え、そこに「復其家」¹ 徭役免除が含まれていたのである。洪武四年、初めて施行された里甲制に基づき、既に王氏は里長・甲首の里甲正役を負担し、さらに（後には里甲雜役に含められた）巡検司弓兵を課されていた。太祖は此にどのように対処したのであるか。正徳志所載、新市鎮王氏所蔵原本の、「復其家」に当たる箇所は次の通りである。

【史料〇二】正徳『仙潭志』卷五、紀事所収、洪武四年詔勅原文

標点文

令有司除本戸雜役、□（^二）舊應當里長。其弓兵不須再役。

訓読文

有司に令し、本戸の雜役を除かしめ、舊に照らして（或は「舊に仍^よつて」）、應に里長に當たらしむべし。其の弓兵は、須べからく再び役すべからず。

語釈——演習に臨んで

〈有司〉普通の辞書は「官員」「役人」の意味しか言わない。ただ長年読んで来た経験から言えば、知州・知県級之地

方官を指すことが多いように思う（有司が頻出する後掲【史料〇六】参照）。各州県の徭役行政は、知事の管轄権限の下に在った。本章の主題、「竿牘」に深く関係する。

現代語訳

知県に命令し、本戸の雑役を免除させるが、従然通り、里長には当たらせよ。（しかし）弓兵の役は、今後課してはならぬ。

この史料が語るもの

「復其家」と三字で簡潔に表現される内容が、実際には様々な状態を含んでいたことが示される。里甲正役には優免が無く当然に負担と、太祖は考えていた。この後、『太祖實録』には、士大夫の優免に関する零細な記事が散見されるが、確定した原則・政策は存在していなかった。洪武十二年に到り、初めて固定規範が生まれたかに見える。

【史料〇三】『太祖實録』洪武十二年八月辛巳条所収「上諭」

標点文

上諭中書省臣曰。凡士非建功名之爲難、而保全始終爲難。自今内外官致仕還鄉者、復其家、終身無所與。其居鄉里、惟於宗族序尊卑、如家人禮。及於其外祖及妻家、亦序尊卑。若筵宴則設別席、不許坐於無官者之下。如與同致仕官會則序爵、爵同序齒。其與異姓無官者相見、不必答禮。庶民則以官禮謁見。敢有凌侮者、論如律。著爲令。

千餘貫錢二千四十一萬六千餘貫○辛巳 上諭中書省臣
曰凡士非建功名之為難而保全始終為難自今内外官致仕
還鄉者復其家終身無所與其居鄉里惟於宗族序尊卑如家
人禮於其外祖及妻家亦序尊卑若筵宴則設別席不許坐於
無官者之下如與同致仕官會則序爵爵同序齒其與異姓無
官者相見不必答禮庶民則以官禮謁見敢有凌侮者論如律

著為令○壬午國子助教馬從龍上表自陳年老多疾不堪任

訓讀文

上、中書省臣に諭して曰く。凡て士たるは、功名を建つること難しと爲すに非ざるも、始終を保全すること難しと爲す。自今、内・外の官、致仕して郷に還る者は其の家を復し、終身與る所無からしむ。其の郷里に居りては、惟に宗族に於いては尊卑を序し、家人の禮の如くす。その外祖・妻家に及びても亦尊卑を序す。若し筵宴なれば則ち別席を設け、官無き者の下に坐るを許さず。如し同じく致仕せる官と與にすれば則ち爵を序し、爵同じければ齒を序す。其の異姓の官無きものと相見ゆれば、答禮を必せず。庶民なれば則ち官の禮を以て謁見す。敢えて凌侮する者有らば、論ずること律の如くす。著けて令と爲せ。

『明太祖實錄』卷126、洪武一二年八月辛巳の条
(出典：中央研究院歷史語言研究所漢籍全文資料庫、
<https://hanchi.ihp.sinica.edu.tw/ihp/hanji.htm>)

語釈——演習に臨んで

〈上諭〉「上」は皇帝。「諭」は、恐らく口頭で発された。〈中書省〉太祖は呉国時期から行政組織を元制に倣い、それが洪武十三年まで続き、中央に「中書都省」を置いて六部を統括し、地方には「行中書省」を置いた。〈凡〉「オヨソ」と訓ずるが、「大体」・「おおよそ」と解してはならない。明代の律・令の各項の冒頭に置かれるが、「すべて」の意味である。唐律では「諸」が同義で使われている。〈士〉普通日本人は例外無く「サムライ」をイメージする。しかし近世以降の漢人（及び李朝以降の韓人）は、全く異なるイメージを抱く。宋代以降の「士（主子・士人）」は、科挙通過を目的に学問に励んでいる人々を指す。現代日本常用の語彙「紳士」は、本来の漢語では、「紳」・「士」であり、それぞれ官僚有資格者（士大夫）と候補者（読書人）を指す。〈建功名〉問題は文官であり、軍功ではない。勉強した士が科挙に合格することを「功業」とも言う。〈宗族〉同姓父系血縁同族集団。〈尊卑〉尊卑之分ともいう。親族内では曾・祖・父・同輩・子・孫…のように、世代（輩份・輩行）の上下が、最も根本的な秩序である。年齢別序列＝長幼之序（齒序）は、同輩の間でしか意味を持たない。〈家人〉ここでは我々も使う家族を指している。しかし、国家所有の官奴婢の外の私奴婢は、宗室（皇族）と功臣（貴族。下記【史料〇四】「語釈」参照）のみに所有が認められ、それ以外は最高級の官僚と雖も、奴婢収養は洪武元年の詔勅で禁止された。とは言え、官員・民間を問わず、富家は家中の雑務を始め、種々奴婢を必要とし、事実上、私奴婢が普通に存在した。彼等は「義男」・「義女」、就ち家族に擬制されていた。従って、明代、民間の奴僕は専ら「家人」と呼ばれていた（但し既に『漢書』「儒林傳」顔師古注に、「家人とは、僮隸之屬を言ふ」とある）。時代が下るほどに、「奴婢」が常用されるようになり、官衙・官員の公文書にも普通に使用される。存在せぬ筈で実は普く存在する私奴婢は、律条では「奴婢」ではなく、『明律』に新登場の「雇工人」という身分範疇に含まれた。「家族」（日本語）は、一般に「家屬」と表現される。〈外祖〉外祖父は母の父親、ここでは母系の親

族。(内外官)首都勤務の官員が「内官」或いは「京官」(但し後世、宦官を内官と呼ぶ場合もある)、此に対する地方官が外官。(致仕)退職。時に「退休」・「休致」等の語彙があるが、致仕と帰休の両者を指す。(序爵)此の「爵」とは貴族の爵位ではなく、官員の「官品」の雅称。

現代語訳

陛下は中書省の高官に諭された。全て士人は、科挙を経て官員に出仕するのは難事とせぬが、(過ち無く)官業を終えるのを難事とする。従って今後(無事に官途を過ごし)退職・帰郷した官員は、其の戸の徭役を免除し、生涯関わることを無からしめる。退職帰郷の官員の故郷における礼遇は(同姓親族と異姓他人とを区別)同族間では輩行の尊卑のみで序列づけ、(官員・庶民の別を言わず、普通の)家族の礼を以てする。母方親族・妻側親族(勿論何れも異姓であるが)に對しても、同族の様に尊卑之分を原則とする。若し(異姓庶民を混えた)宴会の場合、退職帰郷した官員には別の(上席の)テーブルを準備し、異姓の無官の庶民(の年長者)の下位に坐る事態が生じないようにせよ。もし同様に致仕帰郷の官員と同席の場合、官品の上下で序し、官品同等の場合は齒(年齢)の長幼で区別せよ。(致仕帰郷で非現職の)官員が、(親戚関係無き)異姓の庶民と相對する場合、(庶民の方が当然に官員に對し敬礼するが、官員には)答礼の必要は無い。庶民の方は、(現職の)官員に對すると同様の礼をもつて見えよ。(この分を辨えずに官員を)高慢に侮辱する者有れば、律条に問う。以上、「令」として記録せよ。

この史料が語るもの

単に優免問題だけでなく、太祖が地方鄉村社会に如何なる秩序を序列化しようとしていたか、郷里社会における退職官僚の位置付け、等々実に興味深い史料である。あらゆる前近代の新建国家は、その基本理念に基づき、被治者を

身分的に編成し、刑法に規定するとともに、それを「礼制」に表現する。宗族組織を缺き、かつ士大夫の存在も稀な江北という地域の貧民に出た朱元璋が、このような民間習俗・社会規範を体得していたとは思えない。宗族組織の牢固な浙東から出自し、朱子学派に属する「礼官」の思想に、根源はあったと考えるべきであろう。

本章の主題、「士大夫の優免」に関して言えば、十数年の浮動を経て、初めて令＝成文法の規範が定立された。そこで、優免の範囲は如何？「復其家」という不断に出て来る文言であるが、続く「終身無関係」という文言から、強いて推せば、里甲正役を含む全てが免除された可能性を想像する。ただ「令」に記せという命令にも関わらず、『大明會典』にこの規範は見えず、「令」とはならなかったと推定される。つまり洪武十二年の内容の濃い「上諭」が成文法に入られず、故に法令集『大明會典』に見えず、『實錄』のみに残されている（何故かは次条で推論）。ところが、官員の優免を正面から否定した翌十三年の「令」が、『大明會典』には明白に存在する。次にそれを考察しよう。

【史料〇四】萬曆⁽¹²⁾『大明會典』卷二十、戸部二十、「賦役」、「凡優免差役」条
標点文

十三年、令。六部・都察院・應天府、并兩縣・判錄司・儀禮司・行人司、隨朝官員、除本戸合納稅糧外、其餘一應雜泛差役盡免。又各處功臣之家、戸有田土、除合納糧草・夫役、其餘糧長・里長・水馬驛夫盡免。

訓読文

十三年、令す⁽¹³⁾。六部・都察院・應天府、并びに兩縣・判錄司・儀禮司・行人司の隨朝の官員は、本戸の合に納むべきの稅糧を除くの外、其餘の一應^{あつ}る雜泛差役は盡く免す。又各處の功臣の家は、戸に田土有らば、合に納むべきの糧草・夫役を除くの外、其餘の糧長・里長・水馬驛夫は盡く免す。

語釈——演習に臨んで

〔都察院〕 吳国から明初まで、監察機構は元制継承の「御史台」であった。洪武十三年五月、御史台は廃止され、「都察院」となった。〔應天府・兩縣〕 王朝建立以前、安徽、浙江に拠っていた群雄朱元璋は、一三五六年三月、「集慶路」即ち南京を攻略して首邑とし、地名を應天府に変えた。七月に吳國公を称し、江南行中書省、つまり形式上は地方行政機構、実質は自己の政権の中央政府を設置した。彼は、時に元朝に服属し（年号至正）、時に白蓮教政権に臣従し（年号龍鳳）ていたが、この時は龍鳳を用いている。應天府は管下に県を複数有していたが、附廓に、上元・江寧の兩県が有った。〔判録司・儀禮司〕 明初の行省の官署であるが、明制には中央・地方ともに見られない。〔行人司〕 明制では、吏部の「所屬衙門」に存在する。〔除：外〕 誤解されるが、日本語の「除外」つまり否定ではない。ソレハ当然ダカラソウトシテ”の意味である。〔雜泛差役〕 里甲雜役。〔功臣〕 朱元璋政権は、文武の殊勲が有った武將や文官に、公・侯・伯の爵位を与え、貴族とした。彼等を「功臣」と呼び、後代にまで続く。例えば、朱宸濠の乱を討つた王陽明は、「新建伯」に封ぜられ、「功臣」に列した。〔糧草・夫役〕 「糧」は税糧、「草」は馬草。秣。中央政権で馬が多い故か、南京近辺の糧戸に課されていた。「夫役」は臨時の徴用か。朱元璋政権は既に吳王時期から、城壁建造の勞役などに、「均工夫」の力役を徴収していた。〔水馬驛夫〕 國家の駅遞（水駅・馬駅）の勤務人員には徒刑囚が充てられたが、付近では徭役が徴用されていた（江戸時代の助郷の如きか）。

現代語訳

（洪武）十三年、令する。（京師所在の）六部・都察院・應天府、並びに（附廓上元・江寧）兩県、判録司・儀禮司・行人司出仕の官員は、税糧は当然納入すべきとして、他の里甲雜役は尽く免除する。各地の功臣の家は（黃冊上に立てた）

孫二十六戶徭役○又令各府縣軍戶以田三
頃為率。稅糧之外悉免雜役。餘田與民同役○
七年。令山東正軍全免差役。貼軍免百畝以下。
餘田與民同役○又令官員亡故者免其家徭
役三年○十三年。令六部都察院。應天府并兩
縣判祿司儀禮司行人司隨朝官員。除本戶合
納稅糧外。其餘一應雜泛差役盡免。又各處功
臣之家戶有田土。除合納糧草夫役。其餘糧長
里長水馬驛夫盡免。鳳陽揚州二府及和州民。
畜養馬一匹者免二丁○十六年。令鳳陽臨淮

『大明會典』卷二十、十六丁表

(萬曆十五年刊本、東洋文庫所藏、請求記号：貴XI-3-A-b-184-0)

「戸」の田地は税糧を当然納入するが、その他の糧長・里長（等の里甲正役）と馱通の夫役は尽く免除する。

この史料が語るもの

先ず何が定められたのか確認しよう。前提として、第一…里甲制施行後、明代の徭役は、(甲)里甲正役と(乙)里甲雜役から構成されていた。第二…官員は、勤務形態からA現任・B致仕・C休職の三種、勤務地からX京官・Y外官に分類される。第三…此の「令」の優免は、(甲)に全く触れず、(乙)里甲雜役のみに認めた。また第四…「随朝」つまりA現任の官員のみに認められ、B・Cを含まない。さらに第五…X京官のみが対象であり、Yは含まれない。繰り返せば、現任京官の雜役のみが優免の対象とされた。圧倒的多数の外官は対象外、致仕帰休も対象外。太祖の温情は「雀の涙」であり、優免は完璧に否定された上で、僅かな例外措置としてAX乙が規定されたと考えた方がよい。史料後半の「功臣」には、明確に里甲正役も免除されているのと比べれば、その相違は明晰である。

この「十三年令」の出現を少し考えよう。十二年八月に、明らかに太祖自身の意見が表明され、士大夫官僚の尊嚴を保護する方針が示された。恐らく元朝治下、漢族士大夫の地方社会における荣誉は、王朝の関心事ではなかった。江北出身の朱元璋にとり、出自・教養を全く異にする江南(広義)出身の士大夫は、「煙たい」存在であって融合しなかつた。ただ王朝建立後十数年の試行錯誤を経、地方社会の秩序維持に在郷士大夫の有用性を理解した。かくてこの方針に拠る成文化が指示され、その一部に、恐らく里甲正役をも含む全面的優免が規定されたのではないか。

明代の制度改革を追跡する場合、最も重要な資料は官撰の編年史料『實錄』であり、本章でもここまで多く引いてきた。ところが、官員優免の全否定に等しいこの規範が、何と『太祖實錄』には残されておらず、後半の「功臣」優免のみが洪武十三年十二月丁巳条に記載されている(註)。もし、一旦、詔勅が出されたが「令」に著けられなかった、或いは後に廃止されたのであれば、理解できる。しかし、萬曆『會典』にまで令として記載され(二三三頁、書影参照)、

(江南でこそ無視されたが) 厳然たる国法として存在しているのである。

【推測】何故、『太祖實録』は「功臣」の部分のみを記載し、官員に関する規範を省いたのか。理由を示す史料は管見の限り皆無。止むを得ない。既確認の史実を踏まえつつ、合理的に“想像する。各朝代の『實録』は次代に編纂されたであろう。だが、周知の如く、建文帝は叔父燕王に篡奪された(編纂中の『太祖實録』の運命は、第三章「明初の贖罪」を参照されたい)。燕王の篡奪に対し、時人の反感は少なくなかった。残忍な強力を以って弾圧した永楽帝も、人心とりわけ士大夫層のそれに気を配った筈である。父帝が胡惟庸事件を承け、士大夫に最も冷酷であった時に出た、官員を遇するに冷淡を極めた法令に手心を加え、士大夫を慰撫する意図で『實録』から削ったのではないか。

三 優免の開始

洪武十三年「令」という「祖制」は、軽々しく変更など許されない。明末に到っても、江南郷紳の優免に対し、批判して均田均役を推進した人士は、『會典』を見よ。祖制は優免など認めていない。官戸と雖も編戸(黄冊記載の税役負担義務者)なのだ」との趣旨を述べている(後述)。故に実際にこの「祖制」は守られていた。江南に於いて郷紳の優免享受が普遍化した萬曆年間に在っても、他省の官員は故郷で里甲正役を負担していた。その代表例は、萬曆前期の大宰相張居正。湖広(清代湖北省)江陵県の故郷では、息子嗣修が里甲正役を負担していた⁽¹⁵⁾。

江南でさえ、明代中期までは官員の家も里甲正役を負担していた。その重要な原因の一つは、遵法意識と言うよりは、「郷紳」と言う新たな語彙が出現する前の、江南士大夫の存在様式に在った。彼等が多くが農村聚落到居住する直營地主から出自、致仕後も多くは故郷に戻った(故に【史料〇三】の上論が出来た)。居住空間を共有する環境の中の優免享受は、慣れ親しんだ近隣の「同胞」^{はらち}への負担転嫁を意味する。敢えて此の挙に出る官戸は想像できぬ。

大体、嘉靖年間後半から江南郷紳の優免に依る避役が広まったようである。実は、この時期、中期正徳から後期嘉靖へ、江南の社会は大きく変化した。「商業化」が進行し、様々な新現象が生起した。地主・官員を見れば、従来の在村直管地主（郷居地主）の没落が進み、官僚地主は殆どが郷村を離れ、県城・市鎮などに転住した（城居化）。時を同じくして「郷紳」の語彙が発生・普及する。父祖以来、居住空間を共有してきた農民達との同一感情を喪失、結果、国制から見て違法の優免が普遍的現象となる（16）。

此の現象が全国に普遍的なものに非ず、江南特有の現象であると、明末崇禎年間の一地方官が端的に語る記事が、未刊の抄本『嘉興縣啓禎兩朝實錄』に見える。この資料は、浙江嘉興府嘉興県の県衙の檔案資料を使って書かれたらしい、私人による方志である。民国まで残存、経緯不明だが、国立北平図書館（現、北京の国家図書館）が収蔵、革命時米国会図書館に運ばれ、一時東洋文庫が保管した後、台湾の国家図書館の所蔵に帰したものである（当時米国は、台湾に逃亡した中華民国政府を、中国の正統政権と認めていた）。

【史料〇五】『嘉興縣啓禎兩朝實錄』白糧（シ）、崇禎十三年六月、戸部尚書李待問上奏所引、浙江布政使金之俊上言

標点文

郷紳優免、宜遵會典限制、不得溢加。畝數浮於優免之外、仍一體當差。卽在于優免之内、無一體幫役。臣按會典所載、見任官員、照品級優免丁・糧若干、而不及戶役。其優免戶役、惟江南及浙西有之。

訓読文

郷紳の優免は、宜しく『會典』に遵じて限制すべく、溢こめて加ふ得べからず。畝數の優免の外に浮なくは、仍なほ一體に差

に當たらしむべし。卽し優免の内に在らば、一體に役を幫なけしむること無し。臣、會典の載する所を按ずるに、見任の官員は、品級に照らして丁・糧若干を優免するも、戸役には及ばず。其れ戸役を優免するは、惟に江南及び浙西のみこれ有り。

語釈——演習に臨んで

〈會典〉言うまでも無く『大明會典』であるが、ここでは、具体的に、萬曆『大明會典』卷二十、戸部二、賦役、「凡優免差役」条、「(嘉靖)二十四年、議定優免則例」を指す。京官・内官(宦官)について、里甲雜役の優免額を、派役基準の「人丁・税糧」で定め、「外官」はこの半数を免除するという規範である。注意しておくが、ここでは里甲正役については全く触れておらず、全て里甲雜役の優免である。〈仍〉よって、なお。前例通り。〈即〉もし(假定・前提)。
 〈而〉順接・逆接両用。〈戸役〉里甲正役。〈江南〉明代の南直隸の蘇州・松江・常州三府を指すのであろう。〈浙西〉宋代の行政区画「江浙西路」に由来し、(しばしば蘇・松二府も含む)浙西と呼ばれることが多い。ここでは、浙江省嘉興・湖州兩府を指す。〈有之〉「これあり」・「これを有す」と訓ずるが、「之」は、漢語の二音節化の為に補う字で、意味を持つ指示代名詞ではない。(『元典章』の蒙文直訳体の文末の「有」一字に似る)。

現代語訳

郷紳の優免は、宜しく(萬曆)『大明會典』(所載の嘉靖二十四年の「優免則例」)を遵守すべきであり、それ以上に拡げるときではありません。所有面積が優免限額を超える場合、超過分は一体すべて徭役に当てるのです。もし優免限額の内収まるのであれば、徭役を課すことは致しません。臣が會典の記載を考察するところ、現職官員は官品に応じて、(賦課基準の)人丁・税糧額の若干を免除しますが、それは里甲正役には及ばないのです。里甲正役まで免除しているのは、

全国で、南直の三府と浙江の二府のみであります。

この史料が語るもの

金之俊は蘇州府吳江縣人。ただ、『明清進士題名碑錄索引』（上海古籍出版社、一九八〇年）に拠れば、萬曆四十七年、浙江嘉興縣籍で進士登第。吳江縣南部は浙江省と深く錯綜し（時人は犬牙錯綜と称している）、吳江縣の住民であっても、浙江鄉試を選択出来た。「布政使」は省の行政長官（省長は巡撫。監察・司法長官は按察使）。不可解なのは、「本籍迴避」制度が厳格に守られていた筈の明代、出自は吳江縣籍、浙江省籍で会試を通過した人物を、浙江の上級官員に補職していることである。家鄉江南の情況を熟知する彼は、郷紳の里甲正役避役が江南のみで盛行していることを指摘した（なお彼は鼎革後に清朝に仕えた。中国の伝統史学では、かかる人物は「明人」に非ず、「清人」に含める。明代人物の伝記や資料探索に至便な『明人傳記資料索引』国立中央図書館、一九六五年は、金之俊を拾っていない。考察に値する人物である）。つまり、洪武十三年令が存在し、全国の官僚が遵守、少なくとも明代中期までは江南でも守られていた。それが、後期の江南では、公然と無視するようになった。その結果、郷紳地主の替わりに里甲正役を負担した庶民地主階層（史料では時に「中人」と表現）が破産没落し、彼等の憤懣が爆発する紛糾も発生していた。

では江南の官僚地主たちの、里甲正役の優免は、一体、何時頃から始まったのであろうか。管見の限り、優免に関連して、問題を初めて真正面から指摘する史料は、嘉靖四十年（辛酉。一五六一）の賦役黄冊を廻る、浙江省嘉興府海鹽縣舉人文文祿による指弾であった（19）。怒れる彼は言う「昔時、士大夫は郷里の祝賀と期待を承けつつ出身し、民の輿望に応える『民望』であった。今や郷里社会など彼の顧慮する所に非ず、自家の利益のみ追求するようになった。黄冊を開いて見よ。各戸の人員・田土の記載は有れ、どこにも進士・舉人等とは書かれていない。つまり祖制に拠れば、官戸・民戸の別なく等しく編戸であり、里甲正役を負担せねばならぬのだ。しかし今や、彼等は優免され負担し

ない。それも自家・近親のみならず、他人の田土まで自家の戸の名下に入れ（詭寄という）、負担を免れている。何と今年（嘉靖三十八年庚申）の編審では、「郷官（＝郷紳。まだ此の語彙は未出現）」が他人の詭寄を受け容れるのに、田土一畝ごとに、銀兩三錢を受けているという事態が出現した！何ということだ！もし千畝なら三百兩だ。新例だ。前冊（嘉靖二十八年編審）では未だ無かったことだ」（20）。

王文祿が縷々説く所は、非常に興味深く、史料的价值も高い。ただ、ここで指摘・痛撃されているのは、優免特権に基づき、他人の土地を自家の戸下に収めて徭役を逃れ、利益を得るといふ新現象であり、正役優免そのものの開始を語るものではない。既成の優免慣行を前提に、新たに、詭寄の出現を憤慨している史料である。

此の後、詭寄はごく普通の現象となる。徭役負担回避を目的に、庶民身分の相当規模の業戸が、自家の田土を投献する場合が多くなる。その場合、「一田両主」つまり土地の二重所有権が出現した。しかし投献する業戸が小農民の場合、併せて人身も投献して奴婢（義男）身分になり、郷紳の庇護を受ける現象が多く見られるようになる。何という皮肉！明代後期、江南の小農民家族は、（圩田開発終焉に伴う人口圧力の結果）水田経営のみでは家計を充足できず、副業の家内手工業で恒常的に貨幣を獲得するようになっていた。換言すれば、商業化に対応して経済的には全国で最先進的経営を営む自立小農民家族が、存続のために自ら奴婢身分にまで身を落していたのである（21）。

では、優免の開始を示す史料は皆無であろうか。直接にそれを示す史料は、管見の限りにおいてまだ見たことは無い。正徳・嘉靖期の江南士大夫の文集類や筆記類を精査すれば、関連記事が隠れている可能性があるが（史料の探索、特に中国大陸のそれを期待する）、私は微かにそれを示唆する史料を二件だけ偶目した（史料〇六・〇七）。

先ず、その一件は、直接に「優免」という語彙は見えぬが、明らかにそれに関わる史料である。蘇州府崑山県人、正徳三年進士、嘉靖年間まで出仕していた方鳳という官僚地主の回憶で、時期は恐らく嘉靖年間初期と推定される（22）。

【史料〇六】方鳳『改亭存稿』卷五、雜著

標点文

人皆恆言、好事難成。予獨曰、好事難行、行之而反受累者多矣。悲哉、悲哉。隣區無巨室、惟予姪與王憲副及嚴氏產頗厚。伯兄矯翁因憐區民無力、乃倡議三家、輪掌區賦。嚴以顯宦姻戚辭、王公欣然從之。乃各命一老僕、主其事。有司略不以爲義舉、加以鞭朴、困以重役。且里中狡猾、朋計弄之、二僕日就貧乏。嗚呼、好事安在哉。予在南臺時便道歸見、吾鄉中產三家、俱破於糧役。召而問其故、泣且答曰、區中官戶・大戸、不肯輸稅、又以濫惡米及他物准折、故高其直、累代賠且半、遂至此。予聞之慘然、不謀於衆、即日具詞有司、願以本戸稅糧、與軍自兌、不煩糧長。有司執之、以徧告官戶・大戸、皆如例。於是糧長得以少甦、未幾去官戸名色、直以大戸呼之。其所派一切輸兌、不能行關節。比之糧長、其費實倍。故士夫中皆咎余。下同凡氓、不自貴重。至此、余亦不敢辭也。嗚呼！鄉宦當糧長始於矯翁、鄉宦自兌始於余、而王憲副能成人之美、比之嚴氏不侔矣。惜乎、有司略無斯文一脈之情。好事安在哉！故曰…好事難行、有司之過也。

訓読文

人は皆恆に言ふ、好事は成し難しと。予獨りのみ曰く、好事は行ひ難く、之を行ふも反りて累を受くる者多しと。悲しきかな、悲しきかな。隣區に巨室無く、惟に予の姪と王憲副、及び嚴氏のみ産頗厚し。伯兄矯翁は區民の無力を憐むに因り、乃ち三家に倡議し、區賦を輪掌せんとす。嚴は顯宦の姻戚なるを以て辭し、王公は欣然として之に従ふ。乃ちおのおの一老僕に命じ、其の事を主らしむ。有司は、略、以て義舉と爲さず、加ふるに鞭朴を以てし、困むるに重役を以てす。且つ里中の狡猾は、朋計もて之を弄り、二僕は日に日に貧乏と就る。嗚呼、好事、安くにか在らん哉。予南臺に在りし時、便道に歸り見るに、吾郷の中産三家、俱て糧役に破れたり。召して其の故を問ふに、泣き且答へ

て曰く、區中の官戸と大戸は、税を輸おとむるを肯んぜず、又た濫悪の米を、及び他物の准折を以てし、故に其の直あなを高ふし、代賠且またに半ばにならんとするに累ひ、遂に此に至ると。予之を聞き慘然たりて、衆に謀らず、即日あひだに詞を有司に具し、願ふに本戸の税糧を以て、軍に與へて自兌し、糧長を煩はざざらんとす。有司は之を執へ、以て徧く官戸・大戸に告し、皆な例の如くす。是に於いて糧長は以て少しく甦るを得るも、未だ幾ばくもならずして、官戸の名色を去て、直ただに大戸を以て之を呼ぶ。其の派せらるる所の一切の輸兌に、關節を行ふ能はざらしむ。之を糧長に比ぶれば、其の費は實に倍す。故に士夫中は皆な余を、下りて凡氓と同じからしめ、自ら貴重せず、と咎む。此に至るや、余も亦た敢へて辭ことばせざるなり。嗚呼！郷宦糧長に當るは嬌翁に始り、郷宦自兌せるは余に始まる。而ふして王憲副は能く人の美を成し、之を嚴氏に比ぶれば倅ひとしからず。惜いかな、有司に略おぼね斯文一脈の情無し。好事いじ安くにか在らんや！故に好事行ひ難しと曰へるは、有司の過ちあればなり。

語釈——演習に臨んで

〈隣區〉「区」は里長の上で統括する糧長の管轄範圍。「県」の下の区分は長らく「郷」であつたが、宋代の新法で県下が「都保」で区分されてから、郷が「都」に変わった。明初、糧長は「都」を單位に任ぜられたが、開發の進展に伴う戸口の増加は、「都」では戸数が過剰となり、「都」を内分して「扇」という單位が出現した（扇とは帳簿の教詞「冊」のこと）。やがて糧長の範圍を「区」と称し、第一区のように番号を附した。此の崑山方は、前述の如く、後期に到つて城居化した。嘗て崑山県第何区に住んでいたか、探し出せない。「隣」は「となり」ではなく、自家の近隣の意。〈憲副〉一省の提刑按察使司の雅称が「憲司」、二等官按察副使が「憲副」。〈頰〉日本語は「すこぶる」と訓じ、かなり」の意に解する。しかし原義は「やや」である。〈伯兄嬌翁〉長兄方鵬（号嬌亭）。成化六年（一四七〇）年出生。正徳十二年進士。〈區賦〉糧長として徴収・運解する税糧。〈老僕〉なにも高齢でなくともよい。富家には、諸々の管理

業務を担った「紀綱之僕」が存在していた。〈南臺〉「臺」は御史台即ち都察院。南京都察院のこと。方鳳は監察御史（正七品。都察院所屬）を歴任したが、南京都察院に勤務したのであろう。〈糧役〉糧長の役務。〈准折〉代替する。〈直〉値。値段。〈且〉將と同じ。マサニ：ナラントス。〈與軍自兌〉元來、調達された現物の米穀（漕糧・白糧）は、糧長から選ばれた「解戸」が、京師や各地に運解したが、種々、負担が重かった。明代後期には、「運糧衛所」が設置され、所屬の軍戸が大運河を通る「漕運」を担当した。糧長は、各州県城の河岸の糧倉まで運送し、そこで県官に上納し、県衙が運軍に「交兌」した。〈官戸・大戸〉官戸は、官員身分の戸²³、大戸は庶民身分の富戸。〈輸兌〉輸は糧長が里長から税糧を受け、上納すること。兌は、運軍に引き渡すこと。〈關節〉談合すること。現代語では贈賄の意を濃厚に含む。〈倍〉現代日本語の用法とは異なり、「倍」とは「添える」こと。故に、我々の「二倍」は漢語で「倍」・「一倍」であり、漢語の「二倍」は、我々の三倍と同義。〈斯文一脈〉「斯文」＝礼教・典章。『漢語大詞典』は清末黃遵憲の「斯文一脈」という文言を引く。

現代語訳

常々「好事をやり遂げるのは難しい」と人は言う。私のみは「好事は行い難く、行っても逆に災いとなる例が多い」と言う。悲しいことだが。私の（先祖代々居住して来た）区に大地主は少なく、ただ（我が家の後を継いだ長兄方鵬の息子）甥と、某省按察副使に任じた王氏、そして（庶民身分の）嚴氏の三家のみがやや裕福であった。長兄は区民に負担能力無きを見て提案し、（自家が出さねばならぬ税糧を担当する糧長は）方・王・嚴の三家で順番に糧長を担当しようと提案した。嚴氏は、高官の姻戚であることを以て辞^{ことわ}ったが、王公は欣然と同意し、そこで我が家と王氏は、それぞれ一人の老練な奴僕に命じて（糧長の役務を）担当させた。（何と）地方官は誰も義挙とはみなさず、（徴糧上納不十分の時に）鞭朴を加え、（解戸については）重役を割当てて苦しめた。同時に、里中の狡猾（な包攬の冊書^{ちせ}たち）は、共謀して苦しめ、二

僕は日ごとに貧乏に陥った。ああ！「好事」なんぞ何処に在り得ようぞ!! 私は南京都察院在職中、出張の折に帰郷してみると、(我が家と王氏の二僕のみならず、我が区で富家方・王・嚴三家に次ぐ)中産(庶民地主)の三家も、また全て糧長の徭役で破産していた。呼んでその原因を尋ねると、泣きながら答えてくれた。「区中の官戸・大戸は税糧を納めようとしません。納めても粗悪な米穀か、或いは他の物で代納し、ことさらにその換算価格を高く計算します。(糧長として県衙には正規の銀両か米穀を上納せねばならず、上納額の半分にも達するような滞納分の補填に費え、この有様に到りました)」と。私は聞いて惨然となり、他家には相談せず、即日、信書を県官に送り、方家の税糧は運軍に自ら交兌し、糧長を煩わさぬことにした。有司は(我が家の自解・自兌申請を好機と喰らい付き)、全部の官僚地主や庶民地主に、同様の行為を強制した。そこで、(より低い階層が負担していた)糧長達は少しは息をつくことが出来た。(有司は)その後すぐに、「官戸」という範疇を取り消し、全てを「大戸」一本に統一した。そして(旧来の官戸に)賦課される糧長の上納役務に関して、(官戸と衙門との)相談を一切許さず、結果として(旧官戸の)負担は糧長の二倍になった。そのため崑山県の士大夫達は、私を咎めた「へり下って庶民に並び、自らの誇りを棄ておった」と。此処に到るや何をか言わん、私は口を噤むことにした。

ああ、郷宦(郷紳)でありながら、糧長を負担したのは兄矯亭に始まり、(県衙を介さず直接運軍に)自ら交兌したのは私から始めた。(事を同じうした)按察副使王公も、人間たるの美を全うされたのであり、(姻戚の高官に詭托して糧役を逃れた)顧某など、我々と同様に見てほしくない。惜いこと、知県たちは(我等の善意を逆にとり)、脈々と維持されてきた士大夫への敬意の情をいささかも持たなかった。「好事」なんぞ何処に在り得ようぞ! だから私は「好事は行い難い」と言ったが、それは県官の過誤に因るのである。

この史料が語るもの

長文を紹介したが、実に多岐に渉る問題が記述されており、率直に言つて、私も今まで蓄積して来た知見を以てしては、完璧には理解できぬ部分も存在する。概略をまとめておこう。

第一…郷紳王家と方家が、自家（黄冊上の登録から言えば「本戸」）の税糧納入を、糧長を煩わさず自家で負担することを申し出、「老僕」に実際に当らせた。その結果、納糧の不行き届きを咎められた老僕は、体刑を蒙つたのみならず、解戸でも重役を押し付けられ、貧困に陥つた。当然に王・方両家が、自ら郷村の祖居に住んでおれば、奴僕に託することは有り得ない。つまり、両家は、正しくこの時期（正嘉之際と言う表現が史料によく登場）に江南でよく見られた現象、「城居化」していたのである。

第二…従つて、自家で糧長に替つて納入といつても、現実には農村居住の紀綱之僕＝管理人に担わせた。ただ彼等が県官（や胥吏）の無理解に因り、重役が科され、また農村の簿冊管理という本来は里長の責務を「包攬^{うけわらひ}」して具体的事務に當つていた「冊書」（函書・里書）の悪意等々で、貧困に陥つたという事実。つまり紀綱は身分上は「奴僕」とはいえ所謂「奴隸」ではなく、相当の財力を持ち、自立した経営を有していた。

第三…進士のランクを持つ官員の王・方両家は、里甲正役の優免を享受していなかったようである。しかし、ただ富家三家のうち、庶民身分の嚴家は、姻戚に高官がいた（顕宦と言う表現からすれば、かなり上級の官員で、威勢を有していたのであろう。江南各県の例に漏れず、崑山県も会試の度に複数の進士を出し、多くの高官を輩出して来た）。嚴家は、姻戚某家に詭寄し、黄冊では某家の戸下に所有地を容れてもらい、徭役負担を逃れている。つまり、同県の高官某家は、既に優免特権を行使していたのであろう。崑山の王・方両家に無く、「顕宦」某家には有る。国法＝祖制を以てすれば違法な優免が、徐々に出現しつつある状態にあったと推定される。

第四…ここで明確に判明したのは、各州・県が施行した各種地方行政の中で、徭役行政は、緊密^{tight}な規範に縛

られてはおらず、首長の判断に委ねられ、極めて緩寛 loose に実施されていたことである。賦役黄冊の法規には、(嘉靖年間海鹽県の王文祿等が憤慨するように) 官僚身分について區別せず、庶民地主と同様、全て「編戸」として里甲正役を負担する筈であった。しかし、(恐らく正徳年間後期から嘉靖年間前期にかけて) 各県では官僚地主をば「官戸」とし、庶民地主の「大戸」とは區別し始めた⁽²³⁾。そして、方鳳が怒るように、時の崑山知県は「官戸」という範疇を全廃したが、それは彼が行使し得る分限内の措置であった！ 反思すれば、そもそも税糧の滞納や脱税は、『明律』が禁じ、罰則が存在するのに対し、洪武十三年勅令の事実上の優免否定の規範は、違反した場合の罰則を含んでいなかった！

第五・嘉靖年間初期、優免を崑山の郷紳全戸が享受してはいなかったのは、崑山王氏と方氏の実例から明らかである。然らば、有司は如何にして優免を認めたのか。方鳳が苛酷と言う知県に依り「官戸」が廃止された時、(県官と郷紳の)「閔節」^{そだ}が出来なくなつたと怒っている。自家も糧長を負担するが、紀綱之僕に担当させること、さらには自家の税糧は糧長に担当させず、自家で直接交兌すること、優免申請とは逆の方向であるが、官戸は県官に直接申請できた。知県の官品は正七品。進士合格者は初任の官職が多くは正七品、年資を経れば当然に官品は上昇する。庶民が県衙に入るのは事実上不可能である。しかし、帰郷した郷紳は堂々と県衙に入り、知県と「抗礼」し、官品に依つては知県から先に敬礼する。直接対面せずとも、書簡を送る「竿牘」も容易であった。

第六「糧長」の基本的役割は、①里長の徴税を督促し、②里長から税糧を集め、③税糧を県倉まで運解・上納することである。そして、④税糧やその他の税物を指定の地の官衙・軍営に運解する「解戸」に当ることである。解戸の役割は、最も重いとされる「白糧北運」(白糧の米穀を北京まで運送)から最も軽い近辺の軍衛への運送まで、軽重様々である。誰を解戸に指定し、どの運解の役に当らせるか、知県が決定する。王・方両家の「老僕」^{じゆうふ}は重役を課された。そこに、郷紳と有司の人的関係が大きく作用することは、後掲【史料〇八】で具体例を紹介する。

第七…ところで、興味深いのは、方鳳が「礼儀・典章の継承を辦えぬ」と不満を表明する某知県、彼は郷紳との談

合や配慮を否定する傾向を明確に示している事である。嘉靖後期から始まり、萬曆年間以降の江南知県には、均田均役に積極的な斯かる人物に事缺かぬこと、彼等の多くは東林のネットワークに属していたことは既に詳述した⁽²⁴⁾。

他の一件も、直接に「優免」の語彙は見えぬが、徭役、特に糧長の役務が、士大夫と現地地方官との人間関係によって融通されていることを正直に語る史料である。何良俊の筆記『四友齋叢說』は、小山正明教授が、江南に於ける糧長の重要性を指摘した論攷で有名になった⁽²⁵⁾。彼の生没年代が『明人傳記資料索引』には記載されていないが、張慧劍『明清江蘇文人年表』（上海古籍出版社、一九八六年）に拠れば、正徳元年（一五〇六）に誕生（根拠：何良俊自身の『四友齋叢說』巻八）、萬曆元年（一五七三）に死亡（根拠：『四友齋叢說』——初版刊刻は隆慶二年——の重刻版序文）とされ、主に嘉靖年間に活躍していたと判断できる。良俊誕生の頃、彼の家は南直松江府華亭県下、杭州湾岸の柘林鎮⁽²⁶⁾に住する富家であった。

この柘林何氏には族譜が無い。だが、良俊自身の雑記や行状類、及び他姓に拠る墓誌銘等から、元末以来の家系の復元が可能であり、私は此を試み、中国と台湾の学会で報告した⁽²⁷⁾。遠祖を語る史料は全く無いが、提示される最初の人物は、元末に華亭県陶宅里（明代中期まで一箇の商業中心地）に居住、能く法家の語に通じ（民事訴訟を援助する「訟師」？）、元末至正年間に広東雷州判官に登用された何廉である。彼は後に上海（漸く元末に県が設置された）に移住し、その後は柘林何氏とは全く無縁となる。そして柘林何氏の第一世何廣は、何廉の三十数歳年少の弟とされる。有り得ようや。ほぼ確実に、元末明初、華亭の名士であった何廉に（諱の部首が同じ）、先祖を繋げたのであろう。

第一世廣から第四世まで、名前は伝わっているものの、良俊自ら「何も記すべきことは無い」と語るとおり、無名の庶民であった（ただ後に他姓の人士が記した墓誌銘は、知的力量を以て郷里社会で尊敬されたと記述するが、良俊が知らぬと語るので、何故に異姓の墓誌銘作者が知っているのか？）。第四世何清から漸く具体的な事実が記される。

何清は「柘林の李氏に入贅」・移住した。西の既開発の中心地華亭（陶宅里）から東の海辺の開発途上地域への移住は、江南デルタ開発史でよく有り、また移住時に富家に「入贅」するのも常に見られる現象である²⁸。内実は、移住した農民が「義男」≡ 奴僕として租佃関係に入る際に、太祖の「奴婢収養之禁」をクリアするための擬制であった。そのことは、後に何清が、妻と幼い男子を残して死亡した時の対応に示される。真実に李家に婿入り、つまり家付娘と結婚したのであれば、夫の死亡後は李家の扶養に頼るのが自然であろう。しかし、清の死後には、実父（第三世何士安）が陶宅から柘林に通って来て農耕を維持したと語る。贅言を要しない。入贅とは、奴僕≡ 義男として租佃した佃僕的美称であった。

続く第五世・第六世、堅忍と節儉と勤勉と才覚を重ねたのであろう。第六世何泉に到るや、水利開発（塩場の草場や塩田の耕地化）・各種交易活動（特に豊富な海塩を利用、漁民から魚類を收購、乾魚を生産し客商に売却）そして金貸し等多角経営に依って、富家に上昇した。そしてこの第六世泉、即ち良俊の祖父から「糧長」に就くことになる。

夙に半世紀以上前、小山正明教授が紹介した史料を見てみよう

【史料〇七】何良俊『四友齋叢說』卷一三（小山教授引用部分に傍線を施した。段落分けと番号は濱島に依る）
標点文

1 余農家子也。世居東海上、乃僻遠斥鹵之處。自祖父（第六世澹菴何何泉）以來、世代爲糧長、垂五十年。2 後見時事漸不佳、遂告脫此役。此髻鬣時也。後余兄弟爲博士弟子、郡縣與監司諸公皆見賞識、此役遂不及矣。3 然嘗憶得小時見先府君（第七世靜軒何何孝）爲糧長日。百姓皆怕見官府、有終身不識城市者。有事即質成於糧長、糧長卽爲處分、卽人人稱平謝去。4 公稅八月中皆完、糧長歸家安坐。至十月初又辦新歲事矣。先府君每對人言：我家五十年當糧長、自脫役之後絕足、無一公差人到門者、蓋以五十年內錢糧無升合虧欠也。（一）内は濱島註

訓読文

1 余は農家の子なり。世々東海の上に居り、乃ち僻遠斥鹵の處なり。祖父自り以來、世々代々糧長爲ること五十年に垂とす。2 後に時事の漸く佳しからざるを見、遂に此の役を脱れんことを告す。此れ髻鬣の時なり。後に余の兄弟、博士弟子となるや、郡・縣と監司の諸公は、皆な賞識たるを見、此の役は遂に及ばず。3 然れども、嘗て小時に先府君の糧長たりし日を見たるを憶し得たり。百姓は皆官府に見ゆるを恐れ、終身、城市を識らざる者有り。事有れば即ちに糧長に質成し、糧長は即ちに處分を爲し、即ち人人は平を稱へ謝して去れり。4 公税は八月中に皆完はり、糧長は家に歸りて安坐す。十月初に至るや又た新たな歳の事を辦す。先府君は毎に人に對して言へり…我家は五十年糧長に當りしも、脱役して自りの後は絶足し、一として公差人の門に到る者無し。蓋し、五十年内、錢糧は升合も虧欠する無かりしを以てなり。

語釈——演習に臨んで

〈農家〉 日本現代語の「農家」おひやくしよう」と解してはいけない。何氏は、經營地主であつた。〈髻鬣〉 髻は小児の髪型。鬣は乳歯から永久歯に替ること。〈斥鹵〉 塩分の多い土地。〈博士弟子〉 地方の「学」（府学・州学・県学）や国子監の生員の雅称。〈監司〉 正式の行政官ではないが、省の下、府の上位に、二府以上を監察、実際には管理した分守道（布政使司系統）或いは分巡道（按察使司系統）を監司という。蘇州・松江は同一の監司「蘇松道」の下に置かれた（清代には、「道」は省と府の中間の行政区域となる）。〈賞識〉 才能や作品の価値が認められて、称賛されること。〈城市〉 都市。「城」と言う漢字から日本人が即座にイメージするのは、江戸城、姫路城等城郭であろう。しかし現代漢人は即座に、都市 city をイメージする。伝統中国の都市は殆どが城壁に囲まれた行政都市であつた。〈公税〉 八月を徴収期

限とする「夏税」である。(公差)文書送達、督促、或いは逮捕拘束等の為に、衙門から派遣される下役。「差」は「差し遣わす」の意。(絶足)古来の意味は、「千里馬」或いは「早足」しかない(『大漢和辞典』)。しかし、『漢語大詞典』は、三番目に、『四友齋叢説』巻八「絶足不與外事、閉門閑適(絶足して外事に與^ちからず、門を閉ざして閑適す)」を唯一の典拠に、「杜門不出(門を杜ぎして出ない)」と解する。(虧欠)「虧」「欠」、何れも充たさぬこと。「欠^{ケツ}」と「缺^{ケツ}」は別字。(錢糧)江南では、明代後期には、既に各種夏税が纏められ銀納化、かつ秋糧の付加税化しており、秋糧も殆どが銀納化していた。従って夏税秋糧は「錢糧」と呼ばれるようになり、清末まで続く(明代の錢は、普通、銅錢を意味するが、錢糧の錢は銀の重量単位。十錢が一兩。銀に鑄造貨幣は無く、秤量(稱量)貨幣のみであり、故に銀の重量単位が貨幣の単位となった。二音節化を好む漢語では、銀を白銀或いは銀兩という)。

現代語訳

1 私は農家の子である。代々、東海(杭州湾)の沿海、辺鄙で塩分多き不毛の地に住んで来た。祖父(第六世何泉)に始まり、代々糧長に任じ、五十年に達した。

2 やがて、世情を考えるとどうも宜しくないと感じ、(父は?)糧長の役の免除を申請した。私が十歳未満の頃であった。やがて我々兄弟が生員になるや、知県・知府、さらに道台諸公は、兄弟(の学術・藝術)が人々の賞讃を得ていることを見、糧長の免除を決定した。

3 ともあれ、私は幼き頃に見た亡父の糧長の日々を記憶する。庶民は役所を非常に恐れ、生誕、県城に足を踏み入れない者もいた。紛糾が有っても(敢えて訴訟せず)直ちに糧長に解決を求め、糧長は即刻処理し、人々は公平な判断を称賛し、感謝して去った。

4 夏税は八月中に徴収・上納し、糧長は帰宅してのびのびする。十月初には、(主穀たる米の)収穫を終えるや、秋

糧を徴収・上納する。亡父は常々人に語っていた。我が家は五十年も糧長に任じて来たが、辞任の後は、謹んで身を処しており、一人として県から衙役がやって来て要求するものはない。蓋し(何故かと言えば)、この五十年、錢糧上納を全たく缺かすことは無かったからである。

この史料が語るもの

小山正明教授はこの1と3を根本史料として、明代江南の農村社会における糧長の果たす機能の重要性を初めて指摘した。その学説は、半世紀以上閲した現在でも全く揺るがず、筆者も当初からそれに従って来た。ただ本章の主題——優免が江南で何時頃始まるか——に関しても、有意義な情報をこの史料は提供する。五十年に及んで糧長(里甲正役)を負担した何氏は、第七世何嗣(伯良佐・仲良俊・叔良佐兄弟の伯父。良俊が過繼)⁽²⁹⁾に到って、免役を申請した(告脱此役)。この段階で認められたか不明であるが、批准されなかったらしい。漸く、次の第八世三兄弟に到り、請願は認められた。既に良俊の文人としての名声は江南で鳴り響いていたが、良俊・良傳の入学⇨生員身分獲得とともに、知県・知府・監司(蘇松分守道?分巡道?)と地方官三級の裁量で、「優免」が認可された。既に確認したとおり、里甲正役は如何なる官員と雖も、負担せねばならぬ徭役である。だが「祖制」と無関係に、統治機構の地方末端の責任者たちの裁量によって、事実上の免除が可能であったこと、手続から見れば官戸が「告」⇨申請することから始まること、二点が此処には語られている。

既に【史料〇六】「この史料が語るもの」第六で述べたが、糧長の解役負担の際には、地方人士と官憲との人的関係が大きく影響していた。明代後期江南の優免は、「郷紳」、つまり進士・举人及び出仕貢生の三段階のみに認められ、生員には極く僅かな額しか認められない。しかし、良俊と良傳は生員資格を獲得した途端に、優免を認められた。良俊の文名の異常なまでの高さと同時に、伯父・父親兄弟が、早くから官憲と良好な関係を保っていたことを次の史料

は語る。

【史料〇八】陸樹聲『陸文定公集』卷四、碑銘、「封南京禮部祠祭司郎中靜軒何公墓碑銘」
標点文

(前略) 公諱孝、字宗本、別號靜軒。(中略) 有司選補學官弟子、公重違大母之意、辭不就、力耕共養。既壯長鄉賦、最材略、諸同事者皆遜出公下。時郡守稷山王公衡・貳守安仁于公準、號良吏、咸器公。嘗因白事詣郡庭、于公眾中目屬公、引與語、奇之曰「子材足用、曷俛事此」。公稱「孟氏往役、義謝之」。于公瞿然改。自是數言郡中利病、郡大夫無不禮下公者。(後略)

訓読文

公、諱は孝、字は宗本、別號は靜軒。(中略) 有司は選びて學官の弟子に補さんとするも、公は大母の意に違ふを重しとし、辭して就かず、力耕して共養す。既に壯にして郷賦の長たるや最も材略あり、諸て事を同じふする者は、皆遜りて公の下に出づ。時に郡守稷山の王公衡・貳守安仁の于公準、良吏と號せられしが、咸公を器とす。嘗て事を白すに因りて郡庭に詣るに、于公は眾(衆)中に公を目屬し、引きて與に語り、之を奇として曰く「子の材は用ふるに足るに、曷ぞ俛して此に事ふるや」と。公は稱すらく「孟氏役に往けり、義として之を謝す」と。于公は瞿然として改む。是れ自り數郡中の利病を言ひ、郡大夫の公に禮して下らざる者無し。

語釈——演習に臨んで

〈公〉男子の敬称。(祖父レベルの老人を敬って言う場合もある)。(諱)イミナ。ある階層以上の男子は、成人後、名レ諱・

字・号の三つを持つ。他人が、名(忌み名)を呼ぶのは失礼であり、字・号で呼んで敬意を示す。〈封〉封贈ともいう。官員は、任官後一定年数を経ると、祖・父には自己と同等の官名・官品を与え、祖母・母には夫に対応する孺人・安人、等の称号を与えることを皇帝に申請し、皇帝はそれを批准する。この慣例を「封贈」という。良俊は官途に就いたが、進士・挙人の資格を持たず、下級官員に終わっており、かつ伯父の後を「過繼」※しており、生父孝の嗣子ではない(伝統漢語の「嗣子」とは、現代日本語の意味と異なり、承継の権利を有する男子)であって、当然一人とは限らない)。孝の封贈は最後は、南京礼部祠祭司郎中(正五品。本省局長クラス)にまで陞った弟良傳(嘉靖二十年進士)に因るものであろう。〈墓碑銘〉喪事が過ぎて埋葬の時、遺族は故人の生涯を詳述した「行状」を準備し、著名人に頼んで「墓碑銘」を書いてもらう(過繼した良俊は生父の嗣子ではない。この場合、名義上の依頼人は弟良傳、そして実際に行状は良俊が書いたのではないか)。〈陸樹聲〉正徳十六(一五二二)〜萬曆三十二(一六〇四)年、松江府華亭縣人(何氏と同郷)。嘉靖二十(一五四一)年殿試第一(状元)で進士及第、最後は礼部尚書まで昇った。長寿であり、弟も進士、当時松江府で最も威勢のある郷紳であった。しかし前代は貧しく、本姓は陸であったが、林姓の義男となっていた。高官に昇るとともに、本姓陸への「復姓」を申請し、認められた。〈學官弟子〉府州縣字の生員〔史料〇七〕博士弟子。〈大母〉祖母(父系。母の母は外祖母)。〈共養〉供養(仏語に非ず)。長上に食事などを提供して養う。この場合の「共」の呉音はク。〈壯〉三十歳。〈長郷賦〉糧長。〈郡守〉知府の雅称。古代の郡太守に因る。〈稷山〉山西省平涼府の県(地名の探索には、青山定雄『支那歴代地名要覧』東方文化学院、東京研究所、一九三三年、が至便である)。〈貳守〉府の二等官、府丞。〈安仁〉湖廣省(清代湖南省)衡州府の県。〈郡庭〉郡は府の雅称。府役所。〈目屬〉注目。〈曷〉ナンゾ?、疑問の字。〈俛〉フ。俯。〈孟氏〉孟||長。長兄。〈郡大夫〉府の官員。大夫は官員。地方官衙には、官・吏(胥吏)・役(衙役)三段階の人員が勤務していた。府の正官は、知府―府丞―通判―推官。日本現代語の「官吏」は、本来の漢語では「官・吏」。

※〈過繼〉〔史料〕には登場しないが、柘林何氏三兄弟に深く関係するので説明する。漢人伝統社会では、祭祀と財産の

相続（承継という）の権利は、同族（当然同姓）の男性の卑属にのみ許され、女兒には権利が無い（文化階層・居住地域の差異に因るが、現在にもその觀念が消えてはいない。数年前まで続いた、政府の「独生孩子^{ひひとりこ}」政策の下で、女兒が誕生すると「溺女」が農村では行われる場合があった。その結果が、現代中国各年代の男女の人口比の著しい不均に現われている）。もし男児が無き場合、兄弟（場合によっては従兄弟）の男児を養子にする国法・慣習が有った。それを「過房継承」、略して「過継」とさう。

現代語訳

公、名は孝、字は宗本。別号靜軒。（中略）県は選んで県学に入れて生員にしようとしたが、公は祖母の意思に逆らうことを恐れ、辞退して入学せず、耕作に力^{つと}め、養老を尽くした。三十歳、糧長を負担したが、極めて有能であり、同じ糧長仲間は皆公を尊敬した。当時、稷山県出身の知府王衡閣下、安仁県出身の府丞于準閣下は、模範官僚と評判であったが、お二人とも公を器使（有能を見込んで用いる）した。有る時、糧長の公務に関して報告すべく、松江府役所に行く時、于閣下は大勢の糧長の中から公に注目し、呼出して談話を交し、公の奇才に感じ入り、言った。「子の才能は充分である、糧長如き役務に身を屈して尽くすとはどうしてか」（と免除を示唆した）。公は言った。「兄は解戸の役務で出張っております。（在宅の弟が）義理としてお受けする訳には参りませぬ」と。于公は驚いて顔を改めた。この後、（公は）しばしば、府の利害について言上し、府官で公を礼遇し、遜らないものはいなかった。

この史料が語るもの

既に述べたが、糧長の役務には、在郷収糧のみならず、遠方への解役も含まれ、多岐に涉っていた。此の年、柘林何氏は、何処か遠方への解役を課され、兄何嗣がそれに服した。そして同時に弟の何孝は、家郷に在って当地で糧長

の任務に当たっていた（前掲史料〇六の第3項参照）。簡潔ではあるが、糧長の具体的任務を語る貴重な史料である。さて本章の主題——優免に就いて言えば、知府の心配りで、免除が示唆された。前項【史料〇七】で述べたが、徭役負担については地方官の“胸先三寸”で処理が可能であり、人間関係から配慮される場合があったことが判明する。なお何孝の辞退の理由は、決して富家としての公的義務観念より発するものではなく、兄が解戸に服役している時に弟が云々、言わば私的な想いに基づくものであつたらしい。柘林何氏はこの「墓誌銘」の主人公何孝とその兄嗣の時に、糧長の役からの免除を申請しており、次の良俊の世代はそれに成功したのである。一般に墓誌銘は、死者の美化に努める筈であり、そのまま史実として用いることには細心であるべきであろう。

四 優免享受の手続

ここまで、恐らく嘉靖年間前期に、江南各州県の有司が編審に際し、国法には無い「官戸」の範疇を創出し、それが普遍化し、官僚地主に対して各種の恩恵を与えるようになったことを確認した。その核心として、郷紳に対する里甲正役の免除が嘉靖後期までに、普遍的慣行となつたことが確認できた。萌芽段階の僅かな史料から推せば、初めは優免は一斉かつ自動的に与えられたものではなく、有司と郷紳の人間関係の有無・深淺に関わつていたようである。

そのような中で、やがては郷紳全員が享受する慣習が形成された。衙門内部で税務を担当する「戸房」には、胥吏の執務参考・指針として、優免関係の文書（公？私？）が檔案として蓄積されたと想像する。しかし、公開された正式の公文書に、祖制に違背する優免の成文規範類は存在しない。そのような文書或いは口伝に基づき、上は知県から、衙門の胥吏、そして郷村の包役（冊書）まで、自動的に優免を処理したのであろう。（以上は合理的想像）

しかし、普遍化したとはいえ、原来の淵源は有司の善意に基づく個別の配慮であり、全ての官員が自動的に享受出来るものではない。何らかの手続が求められる。それが、郷紳の側からの有司に対する請願、つまり“竿牘”であつ

た。私は既に半世紀前に、其れと思しき確実な史料を一件、刊行資料から見出していた。

【史料〇九】董嗣成『董禮部集尺牘』下「與徐邑侯」
標点文

屢以瑣事干瀆、致煩清慮矣。無任愧感。茲又有不得不陳者。家下有里遞四名、六甲・十甲係家下的産、而七甲則舍妹夫申經峪之産、九甲則寒族之産。(中略)今當編審解戸之時、敢求臺下、俯念大臣之體、得賜寬免。(後略)

訓読文

しばしば瑣事を以て干瀆し、清慮を煩はすを致す。愧感に任ふる無し。茲に又た陳べざるを得ざる者有り。家下に里遞四名有り、六甲・十甲は家下の的産なるも、七甲なれば則ち舍妹の夫申經峪の産にして、九甲なれば則ち寒族の産なり。(中略)今解戸を編審するの時に當り、敢へて臺下に求むらくは、大臣の體を俯念し、寛免を賜はるを得しめんことを。(後略)

語釈——演習に臨んで

〈邑侯〉「邑」とは、殷周時代、王侯から庶民まで居住し、且つそれぞれが氏族共同体であった聚落が原義。その社会体制は春秋以降に解体が進み、「郡県制」が代替する。しかしその後も、県の雅称として邑が使われる。「邑侯」とは知県の雅称。〈家下〉戸下とも言う。賦役黄冊の登録は「戸」を単位としている。〈的産〉原文第一行の「的産」は、或いは「家下的産」と読めるかも知れぬ。ただその場合、名詞が漢字一字で示されるとは考えられず、産業のようになり音節化されると考える。従つて、此を「家下の的産」と読み、受詭等を含まぬ、本戸の真正の財産と解した。〈里遞〉

徭役負担能力ありと判定された戸一〇戸で、徭役負担システムとしての一里を組織した。財産の多寡を見て、上位十戸が里長戸とされ、十年に一年、里長に就いた。その時は現年又は見年^{ゼン}里長と言ひ、他の九戸を排年又は通年里長と呼んだ。毎年、排年の方が多い訳で、やがて里長戸を里排或いは里通とする俗称が生まれた。〈編審解戸〉前述したが、十年ごとの「庚」年に黄冊を編造、里甲を編成するのが「編審」。明初以来、さらに最も豊かな里長戸から糧長を複數選び、「都」・「区」を範圍として、複數の里・里長を統括させた。その任務の一つが各処への税物を運解する解戸であった。ただここでは「解戸を編審」と表現している。これは浙江省では、里甲正役を前半「上五甲」・後半「下五甲」に分け、里長戸は前半に「里長」現年を担当し、後半で「糧長」解戸を担当する制度が出現した（梁方仲教授が発見）。最も早くに嘉靖十九庚子年に嘉興知県が実施、それが嘉・湖兩府に拡まった³⁰。この史料はそれを具体的に語る。〈寒族〉自己の同族の遜称。〈舍妹〉自らの親妹か。各種名辞の別称については、清・梁章鉅『稱異錄』が便利であるが、「妹」の項に見えない。〈臺下〉官僚に対して下級官員または民間が出す書簡の敬称。〈大臣〉極めて官品の高い官僚。現代日本語の各省の大臣とは異なる。ここでは礼部尚書の祖父が念頭にある。〈體〉体面、名譽。

現代語訳

たびたび細事を以て書を呈して御清慮を煩わし、まことに愧^{はぢ}いる次第でございます。（本日また）已む無く申し上げることになりました。（黄冊に）立戸した治生※は、里長四名分を担当致す事になっております。そのうち第六甲と第十甲の土地は、我家自身の土地で御座いますが、第七甲のは家妹の夫の申経峪の土地であり、第九甲のは同族の土地で御座います。（中略）今年、編審の時であり、解戸の担当を定めねばなりません。敢えて閣下に申し上げ、高級官員の体面をご理解され、優免を御認可賜りたく、お願い申し上げます。

※〈治生〉…この【史料】には見えぬが、同県人が知県に上呈する書簡の普通の自称である。

この史料が語るもの

筆者董嗣成（一五六〇～九五）は浙江湖州府歸安県南潯鎮人、萬曆八年（一五八〇）進士、礼部員外郎にまで昇った。祖父董份（一五一〇～九五）は嘉靖二十年進士、翰林院コースを歩み、礼部尚書にまで昇った。家郷に於ける威勢は絶大、その家人たちが横行し、大土地を集積した。その結果、晩年、「董氏之變」と呼ばれる民衆（特に土地を投敵させられた佃僕達）の抗議の民変（奴変）が発生した⁽³¹⁾。紛糾は土地の所有権をめぐる詞訟の頻発に到るが、祖父份（息子は逝去）に対し、孫の嗣成は彼等の要求への配慮を助言したという。

極めて簡潔な文章であるが、明確に、知県に優免を申請する「竿牘」である。此が書かれたのは、著者の生存年代（萬曆二十三年まで）から考え、かつ賦役黄冊編造（庚年）後五年目（甲年）の「解戸」選定の時である。萬曆十二（甲申）・二十（甲午）の二年があるが、甲申年は祖父份が七十五歳で健在、自ら処理していた可能性が高いので、恐らく萬曆二十二年（一五九四）に出されたものと断じたい。湖州の中人層から優免制限の要求が始まるのは、庚子（二十八年）、朱國楨の提議が契機となつてからであり、この董氏の竿牘の段階では、まだ野放しの状態にあつた。

ところで、董嗣成の請願では、真実に自家の土地（的産）以外に、娘婿の所有地、及び董姓同族の所有地が、賦役黄冊の戸下に含められており、それらを含めて優免が申請されていることに注目しよう。此扱では細かな紹介は行わないが、黄冊の戸下に、親族の所有地を含めている具体例を、拙著では董氏の他に三件挙げた⁽³²⁾。その中には、均田均役改革を熱心に推進した朱國楨でさえも、「祖遺・統置」に加えて「母弟（同母の弟。拙著Aでは「母の弟」と解したのは誤りであった。）」の所有地、さらに「寡妹（出嫁し寡婦となった妹）・兒婦（息子の嫁）の奩産（持参の土地）」、そして「県主の批准」を得た婿の所有地も、優免の範囲にふくめることを、知県に語っている。

姻戚を含め、近親の所有地をも戸下に含めること当然とされているが、興味深い史料を、補助として読んでおこう。

☆【史料一〇】侯峒曾『侯忠節公集』卷九、「與宗人書」
標点文

姪・孫某、奉白諸叔祖・叔父。世事一更、某今得爲編氓幸矣。萬無復廁冠裳、居然以薦紳自待之理。所有官甲戶田、亟散已晚。若復因循舊轍、毋論議不可居、抑恐禍生不測。異日使某以芘叔祖叔父者、而反累叔祖叔父、某罪深矣。伏乞各自爲計散歸他所、萬勿更存官甲之名。某兄弟薄田數頃、亦將一一分散不待言也。某無任感慨激切之至。

現代語訳

大叔父・叔父様方に、甥・孫たる某（それ）、謹みて申し上げます。世界が変わりました。現在、某は庶民となれば幸いに存じます（が叶わぬことで御座います）。万に一つも、従来（それ）の如く、官紳の中に相並び、悠然と郷紳を以て自負する具合には参りませぬ。それがし名義の官甲（33）の戸下の土地は、一刻の餘裕無く、即刻散ぜねばなりません。自若としてこれからもぐずぐず旧時にこだわり、致し方なきことの論議に耽られること無きように（と念じます）。嘗て大叔父様・叔父様方を庇いましたが、反って皆様（それ）に迷惑をお掛けすることに相成りました。某の罪は深うございます。伏してお願ひ致します。（某の戸下に在る）各位の田地は、それぞれお考えになり、他所に分散登録し、万一にも官甲の名を残されませぬように。某の弟たちの田地も、亦分散させることは、申すまでもございませぬ。（ああ、国朝滅ぶ）、某はまこと感無量の極みでございます。

説明

筆者侯峒曾（一五九一～一六四五）は嘉定県人。天啓年間の反宦官の硬骨で著名な父震暘（一五六九～一六二七。萬曆三十

八年進士)の長子。天啓五年進士、順調に昇進したが、江西布政使司參議(提學道)の時に鼎革を迎えた。父子二代進士、三十数年に及ぶ正途の郷紳家系、近親は安心してその恩恵を享受していた。そこに王朝崩壊という霹靂。新朝が前朝の官紳を如何に遇するか? 更なる衝撃。南京福王政權支持の嘉定人士は、県城に籠る抵抗を決定、声望厚き焔曾を指導者に選んだ。結果は? 清軍の徹底した報復、皆殺しの屠城! (『嘉定屠城紀略』。並んで江北揚州の『揚州十日記』が有名)。孤立無援の蜂起籠城。結果を侯焔曾は予測していた筈だ。その蜂起直前の書簡である。

五 竿牘——一次史料『明安廓庵先生手寫日記』

明清とほぼ同時期の日本社会経済史研究者に対し、伝統中国を対象とする私は、永年、羨望と引け目を抱懐して来た。専ら刊行資料のみに依存して来たことである。ただここ半世紀来、安徽省の山間部徽州地区に元代以来の各種民間文書が残されており、一次史料に依拠した研究も盛んになった。しかし、明代江南に関しては、刊行資料のみに依存する研究状況が続いた。その中で私は上海図書館古籍部で、親切な館員から、南直常州府無錫県の郷紳安廣居の自筆日記『明安廓庵先生手寫日記』(以下、『手寫日記』と略称)の存在を教えられた³⁴⁾。崇禎八年五月から十五年六月まで約八年間の日記の中に、まさしく優免を請う「竿牘」そのものの草稿が含まれていたのである。

安廣居の祖父如山は嘉靖八年、父希范は萬曆十四年、何れも進士登第。廣居自身は、数年前に挙人に登科しており、堂々たる郷紳家族である(この家系には、興味ある現象が見られるが、詳細は「本章附」に譲る)。

『手寫日記』崇禎八年乙亥五月廿五日条に、竿牘第一次草稿「致陳父母」が有り、更に廿八日条に第二次草稿「改致令公書」が有る。最終清書稿は見る術が無いので、修正された第二次草稿「改致令公書」を読むしかない(手写の行書体に慣れぬ私には幾つか読めぬ箇所が有り、丁度京都大学に招聘されて長期滞在され、徽州文書の読解を指導しておられた中国社会科学院歴史研究所周紹泉教授にお尋ねしたところ、複写分全部の文字起こしを頂戴した)。

【史料一】安廣居『明安廓庵先生手寫日記』（崇禎）八年五月廿八日条「改致令公書」

標点文 「網掛…抹消。…」…行外追記。空白は原文の通り」

恭惟 老父母下車以來、仁政風行、勤恤民隱、頌聲載路。殆皆中孚、誠二十年僅見耳。治居僻處東鄙、自庭謁後、足跡不敢入 公門、隻字不敢塵 清覽。不惟素性、亦繇奉 法惟謹也。茲爲審役事、有不敢不先告者。前巡編審、

歲在庚午、治居尙列雍序、不在免例。敝戶安貞元田三千六百畝、承編第五年米頭四分、現今充解。今五年再始、徵附

諸同袍末、 老父母自爲照例優免、治居原無格外之望、 老父母定施一字之仁、無容贅矣。惟是祖父雖登仕版、俱

蚤歲「建言」放廢。僅承遺業、強半石田不耕、拮据輸稅、安積逋浮于現產。治居雖癸酉倖售、迄今有減無增。視夫朝

冠進賢、夕寄富戶、田累千及萬者異矣。凡受寄者所免所編兩利存焉。株守故業者、免外餘編、亦無非勞力之致、兼代

荒頑賠累之所辦也。 老父母明鑑至幽灼此析矣。茲具一呈于 臺下、應免應推之數、伏祈 台慈批發存案、一臨

審時懇仍 仍于第五年米頭內過從寬額、庶儒生清苦之業、稍別于分榮享肥者矣。臨楮無任惶悚。

訓読文

恭しく惟ふに、老父母は下車してより以來、仁政もて風行し、民隱を勤め恤み、頌聲は路に載つ。殆ど皆中孚にして、誠まことに二十年、僅まじに見るのみなり。治居は東鄙に僻處し、庭謁自り後、足跡は敢へて公門に入らず、隻字も敢へて清覽を塵ほこさず。惟に素性なるのみならず、亦た法を奉じて惟だ謹しむに繇よるなり。茲に審役の事の爲に、敢へて先づ告せずんばあらざる者有り。前巡の編審は、歳は庚午に在りて、治居は尙ほ雍序に列し、免例に在らず。敝戶安貞元の田三千六百畝は、第五年の米頭四分に編まるるを承け、現今に解あに充たる。今五年再び始まるに、徹たがはくば諸これを同袍の末に附つされんことを。老父母自つと例に照あらして優免をなされむ。治居は原もとより格外の望みは無し。老父母は定めし一字

改政令云々

恭惟 老父必下車以來二風行動恤民隱

憐哉路殆昏中孚誠二十年僅見再治居僻處東鄙

自度渴後足跡不教入 以門隻字不敢塵

涓覽不惟素性不奉 法惟謹也茲為審役事

有不教不先告者前巡備審歲在庚午治居尚列雍

序不居免例敬 戶安貞元四三千六百餘承徧茅五

年米頭四分現今免解今五年再始徵附諸同袍未

老米母自為照例優免治居系無格外之望

老父必至施一字之仁無容贅矣惟是祖父雖登

任版俱登歲放廢僅承遺業強半石田不耕拮据輸

稅無積逋浮于現產治居雖登百俸售迄今有減無

增視夫朝冠進賸夕寄富戶田累千及萬名異矣凡

受審者所免所編兩利存馬株守故業者免外餘編

亦無非勞力之致兼代荒賠累之所辦也 老

父母明鑑至灼此析矣茲具一呈于 其下應

免應推之數伏祈 台慈批發存案四予於五年

米頭內過從寬額庶儒生清苦之業稍別于榮

肥者矣臨稿無任惶悚

安廣居『明廓庵先生手寫日記』崇禎8年5月28日条
(上海図書館古籍部所蔵、線善753976-78、を加工の上転載)

の仁を施されんこと、贅を容るる無し。惟
だ是れ祖・父は仕版に登さると雖も、俱
に蚤歳に建言して放廢せらる。僅に承ぎ
たる遺業も、強半は石田にて耕さず、拮
据して税を輸むるも、積逋は現産より浮
けり。治居は癸酉に倖に售ると雖も、今に
迄り減ずる有れども増ゆる無し。夫の朝
に進賢を冠するや、夕には富戸を寄せ、田
の千を累ね萬に及ぶ者に視ぶれば、異れ
り。凡そ受寄せる者は、免ずる所も、編
まるる所も、兩利存す。故業を株守せる
者、免外の餘は編まれ、亦た勞力の致に
して、兼せて荒頑賠累の辦する所に代る
に非ざるは無し。老父母の明鑑は此の析
を幽灼せらるるに至らむ。茲に一呈を臺
下に具す。應に免すべく、應に推すべき
の數、伏して祈るらくは、台慈もて批發
し案に存せられんことを。審に臨むの時、
懇ふらくは、第五年米頭内に仍りて寬額

を過從せしめ、儒生清苦の業をして、稍榮はやを分ちて肥を享くる者ものよ于り別かつに庶ちかからしめんことを。楮を臨み、惶悚コウシヨクに任ゆる無し。

語釈——演習に臨んで

〈致令公書〉『致』は対等の関係の書簡。ここは未出仕挙人が知県に呈上した書簡であり、題名はもともと無い。自己の『日記』に留めおいた素稿に付しものである。〈老父母〉「老」という一字は、漢人社会では敬意を示すことが多い。『子民』の父母、即知県である。なおさらに上級の知府は「公祖」、オジイサマである。〈風行〉徳を以て人民を教化する。〈頌聲載路〉『詩經』大雅に「厥その聲、路みに載つ」。治者を称える常套の句。〈勤恤民隱〉『國語』周語に「其の民を勤め恤あはむ」。〈中孚〉原來は『易經』六十四卦の一。中実で信頼を保つ。〈治居〉梁章鉅『稱異録』を含め、辞書類は採っていない。明代から始まった長官への士・紳の自称に「治生」がある。「居」には未出仕（居士）の意がある。無錫知県治下の未出仕（の挙人）の自称か。〈東鄙〉安氏は県城から東南方向、常熟に近い安鎮に居住。〈庭謁〉新任の知事に対し、衙門で生員が拝礼したのであろう。〈審役〉明末常州府でも、十年を上五甲・下五甲にわけ、解役を割当てていた35。前回編審は三年庚午、八年乙亥で上五甲が終わり、翌年下五甲の開始に向け、割当が行われる。〈雍序〉雍も序も上古時代の（伝説的な）学校。〈米頭〉解戸のうち、官員・軍衛に支給される漕米を調達し、県に上納する役目。無錫で「糧頭」と呼ばれている解戸の一種。〈諸〉「之シ於オ」を音から一字に纏めた漢字、「コレヲ：ニ」と訓ずる（前述したが、之は無意味）。〈同袍〉『大漢和辞典』は「朋友」と「軍人同志」の二義だけを示す。『漢語大詞典』は、更に「同年（年齢に非ず、科挙で同一年の合格者）・同僚・同学」を加える。また『稱異録』「舉人」の項は、「白袍子」を挙げ、挙人の雅称とする。この竿牘の目的は、挙人の資格獲得した以上、然るべき優免を得ることに在り、同年の挙人」と解釈する。〈仕版〉官員の名籍。〈蚤歳〉蚤は早ノボと音通。若年、年少。〈遺業〉業は財産、特に不動産、更に

特に所有地。「父が残した土地」の意。後に見える「故業」も同意義。〈積逋〉溜まった滞納。〈售〉最も普通の意味は売買であるが、唐代以来、科挙合格を「售」と言う。〈冠進賢〉「進賢」は官員に登用されること。唐代より、官員の最高の礼装では「進賢冠」をかぶる。〈荒頑〉荒は荒地を指す場合もあるが、ここは「版荒」など業主（納稅義務者）が逃亡、税糧のみが残る状態。頑は頑戸、納稅拒否・滞納者。〈幽灼〉（辞典未見。字義から）幽けきものも灼らす。〈析〉分散。細微の意？〈推〉黄冊・稅役關係の行政用語に「推収」がある。推は帳簿から抹消・轉移する、逆に収は新たに記載すること。「異見」押しつける＝負担の意に解しては如何？〈批發存案〉（知県が）批准して下令し、きちんと書類（檔案）に残す。〈過從〉（唐宋以来、交流・往来）或いは「親友」の意で用いられているが、意味が通じない。『漢語大詞典』は、第三の語釈として、元曲を引き「承奉」（お受けする）の意と解する。〈儒生〉広義には儒学を勉強している人士。狭義には、元代以来、州・県の学に入った生員を指す。

現代語訳

恐れながら思いますに、閣下は御赴任以来、仁政を以て民を教化し、微細な民情に配慮され、賞讃は巷に溢れております。すべて均衡がとれ、実質に充ちておりますこと、誠に二十年来、稀に見ることで御座います。小生は県城を東に離る田舎に居住、御着任の折には県衙にて生員一同拝謁してより後、公門には立ち入らず、一字たりとも竿牘もて御眼を汚すことは致しておりませぬ。これは小生の本性たるのみならず、ひたすら法に遵うことに注意しているからで御座います。此度、審役の事のために、敢えて申し上げたき件有り（呈上致す事をお許し下さい）。前回の編審は、庚午の歳（崇禎三年）に行われました。時に小生はなお県学生員であり、優免対象には含まれておりませぬ。黄冊で小生の安貞元戸下に有る三千六百畝に就き、第五年の米頭四分の負担を命ぜられ、今年も服役致します。

現在、下五年の編審が始まりましたが、挙人の方々の末に小生も付けて下さいますよう、お願い致します。小生は

格外の望みは御座いませぬ。閣下は必ずや定めし一字の仁を發揮されるであらうこと、贅言を要しません。惟だ是れ、祖父も父も若くして進士の籍に記されたものの、兩人とも早くより建言の故に罷免され（財を成す余裕無く）、（小生が）相続した遺産も、多くは不毛の土地で御座います。努力して納税致しておりますが、滞納分が田土（の地価？ 産額？）を浮えております。小生は、幸いに崇禎六年に登科致しましたが、田産は減りこそすれ、増えてはおりませぬ。彼の朝に進士たるや夕べには富戸より詭寄を受け、田産が千畝・萬畝に達する者に比ぶれば、全く異なります。あらゆる受詭（の郷紳）は、優免額に於いて、（免外に）課される徭役に於いて、両方とも利益があります。しかし（徹々たる）旧来の田産をただ守るだけの者は、免額を超える分に課される徭役が、労苦の極みたるのみならず、（米頭として）逃戸や頑戸に替る滞納分の賠納に併せ累わねばなりません。閣下の明鑒は、微細にまで明らかに照らし出されておられましょう。茲に閣下に一書を呈上致します。伏して閣下の御慈悲に祈るらくは、應に免_ズべく應に推_ズべきの数を、批准・発下され、記録に留められんことを。編審開始の時、（今年）第五年の米頭負担額より、寛やかな免額を（小生に）承受させて頂ければ、儒生の清苦の田産を、かの（進士の）榮譽を（詭寄の富戸に）分ちて利益を享受している者とは区別されることに相成りましょう。（自己の）書簡を見て恐惶に堪えぬものが御座います。

※萬曆三十八年庚戌、南直巡撫徐氏式（36）が均田均役を南直隸の蘇松常三府で実施した。浙江の均田均役は、優免制限とともに、各年の里長を所有面積（大体四百畝前後）で割当てる方式をとっていた（里甲の二重性——A行政村落とB徭役負担システム——のうち、Bを認識しなかつた先学達はAの改革と誤認、均田均役を里甲編成基準の〃戸数から畝数への変革”と誤解した文章が数篇紡がれた。史料を丹念に読めば、郷紳優免が核心であることが容易に理解された筈であった。巡撫徐氏式の改革は、珍しく『神宗實錄』が取り上げた。原因は、省レベルで蘇松常三府に施行された大改革であり、宰相クラスの高官の支持・反対両論も公然化、中央官界も注目する政治状況に在ったからであろう。改革は優免限制の上で、各種解戸（糧役）任務を所有面積で割り当てるものであった。萬曆の私撰方志『常熟私志』所収の「萬曆

三十八年優免新則」が優免制限を具体的に示している（前掲注1拙著三六〇頁、表六）。生員の優免額は、僅かに八〇畝のみ。郷紳の免額（出身と官品で段階化）とは、文字通り「桁外れ」に過少である。安廣居の焦りも理解できよう。各県は此を基礎に解役ごとの基準額を制定した（無錫については資料が無い。蘇州府及び常熟縣については前掲注1拙著三六四～五頁参照）。

この史料が語るもの

祖・父二代の進士の後を継ぐ安廣居は、崇禎三年庚午（一六三〇）編審の時、未だ登科しておらず、資格は生員、つまり「郷紳」の範疇には含まれぬ。但し、斯様な進士二代からまだ遠くない子孫は、「故宦」・「閥閱」等と呼ばれ、知県の好意である程度の優免を認められることもあった。ただ父安希范の死は、九年前の天啓元年（一六二二、辛酉、庚午編審では無視されたのであろう。萬曆三十八年の徐民式「優免新則」には、故宦で「未だ三年に及ばざる者は、元の品級に照らす」と、死後三年内に制限したからである。また想像すれば、進士など極く稀にしか出さぬ他所ならいざ知らず、江南の各州県は毎回の会試の度に複数の進士を輩出していた。故宦優免など無制限に蓄積されてはたまらない。特に東林の牙城常州、中でも無錫は、萬曆年間には優免に対し非常に厳格な姿勢を維持していた（27）。廣居も、「優免新則」に拠れば、優免は八〇畝のみ、殆ど庶民地主同様に服役していたのであろう。だが幸運！崇禎六年癸酉の郷試に登科、挙人つまり郷紳に上昇した。本年服役の米頭は致し方ない。しかし下五甲には権利を行使すべく、知県に「竿牘」したのである（残念なことに急ぎ閲覽、この書簡も内容を十分に理解していなかった。複写申請に、崇禎八年冬を落していた。秋糧の徴収上納は、水稻秋収の後、十月以降である。恐らく日記には、米頭服役の記述が存在する筈である）。

おわりに

明代後期の江南で、重大な政治・社会問題となっていた、官僚地主たちの里甲正役「優免」特権が、何時頃に形成されたか、実際に享受する際の手続は如何、という作業課題二個を設定し、後者に関しては「竿牘」が重要ではなかったかという作業仮説を立てていた。史料の考察から確認されたことを、簡潔に総括しておこう。

第一…正役の優免は、洪武十三年の詔勅に拠る「令」が、国法上は一切変更されることなく、明末まで存在していた。ただ萬曆年間から、各府県で優免特権を制限する改革が進められた。換言すれば、国法ではないが。各府県の地方的規範として、制限額を設定した上での優免が、公認されたことになる。

第二…正役優免に就いては、明末まで厳然として否定する国法の規範が存在する。しかしこの法令には、罰則が全く存在しない。本章で考察した史料からは、各州県の徭役行政には *strict* な拘束は無く、有司が随意に左右出来たように見える。そこで明代中期から後期（正嘉の際、地方有司と良き人間関係を維持している官僚地主に、有司の厚意が発揮され、徭役負担が適宜配慮される現象が産まれた）であった。それが優免の発生である。

第三…優免の萌芽状態から、郷紳全員の公然たる特権と化していた最終段階まで、優免の手続を定める規範は見出されない。しかし少ない刊行史料から、郷紳から有司への請願⇨竿牘に始まることが見えられていた。本章では、それを明確に示す、竿牘の手書きの草稿を考察することが出来、予見は補強確認された。零細な史料ではあるが、間違はなく一次史料である。設定した作業仮説に誤りは無かった。喜びを以て、稿を閉じたい。（なお中国の研究者は探索に努めて頂きたい。まだ未発見の史料が有るのではないか。期待する。）

註

- (1) 私は、従来、誤解され、本格的には全く考察されていなかった江南の均田均役改革をその社会的背景まで含めて考察、此を主題に、一九六七年秋、東京大学東洋文化研究所助手前期三年目（二年半）に課されていた「助手論文」を提出した。論文は、教授会全員参加の口頭試問を通過せねばならない。「多くの史料を集めたことに感心するが、ただ明代財政関係なのに、貴君は『會典』『明史食貨志』等を、殆ど引かないのは何故か」と、長老教授が質問された。私は、「江南デルタにとっては、（一条鞭法などより遥かに）重要な改革であるが、全土から見れば殆ど無関係。その故か『實錄』など中央の史料には、殆ど記述が無い」旨をお答えした鮮明な記憶が有る。改革の全容に就いては、拙著『明代江南農村社会の研究』（東京大学出版会、一九八二年。以下拙著Aと略記する）第二部、及び第三章第九節参照。またこの改革の“地方性”については、拙稿「鳥の眼と蟲の眼」（『明清江南社会史論叢』第II篇「士大夫家族、汲古書院、に収載予定。なお中文版「鳥眼抑或虫眼？——王朝与地域社会」、『明史研究』第一六輯、中国明史学会、黄山書社、二〇一八年）参照。
- (2) 梁方仲「一條鞭法」（『中國近代經濟史研究叢刊』第四卷第一期、一九三六年）。その後の総括的研究は、谷口規矩雄『明代徭役制度史研究』（同朋舎、一九九八年）が華北について詳論し、江南の条鞭についても、谷口前掲書「補編五」が浙江巡撫撫龐尚鵬の改革を紹介している。
- (3) 自然地理・人工地形に就いては、拙稿「江南デルタ圩田水利雑考」（『中国』21「二七号」（愛知大学現代中国学会、二〇一二年）参照。（『明清江南社会史論叢』第III篇「水利・開発」、汲古書院、に収載予定）
- (4) 江南デルタにおける宗族の缺如に就いては、拙稿「江南は“宗族社会”なりしや」（山本英史編『中国近世の規範と秩序』東洋文庫、二〇一四年）参照。『明清江南社会史論叢』第II篇「士大夫家族、汲古書院、に収載予定。
- (5) 拙著『総管信仰——近世江南農村社会と民間信仰——』（研文出版、二〇〇一年（二〇二四年、増訂版。以下拙著Bと略記する）に詳述。
- (6) 「復」は現存の漢和字書に拠る限り、「フク」という字音しか記載されていない。しかし優免の場合、古来、「ホク」と慣習的に読まれている。由来が不明、識者の御教示を請う。
- (7) 伝えられた『北齊書』には脱落が多く、『北史』などの史書からの補充が行われたとされる。「優免」という語彙の初出とされる百衲本『北齊書』（北宋蜀大字本）巻八後主紀も末尾に、「此卷與北史同」と記す。つまり、「優免」という語彙が、『北史』の成書・献呈の唐高宗顯慶四年（六五九）に存在していたことは確認されるが、果たして北朝に既に有ったか否か、俄かに断定はできない。

きなり。

(8) 元朝について誤解してはいけない。『野蛮な遊牧民族』の色彩が皆無とはいえぬが、彼等はシルクロードの商業都市国家を支配した経験を持って入って来た。色目人財務官僚群の効用は、その貨幣政策に如実に表れている。洪武政権の紙幣政策の惨めな崩壊に対して、元末まで(局地的にはその後まで)流通し続けた交鈔の存在を考えるべきである。

(9) 身近には、江戸時代に華人のコロニーが形成された長崎には、現在も大規模な「土地堂」が現存し、主神「土地公(福德正神)」が祭られている。拙著B付論二「越境した城隍」参照。

(10) 糧長(粮長)は江南以外に、長江中・下流域の水稲栽培地域で大量の税糧を徴収する地域にも設定された。梁方仲『明代糧長制度』(上海人民出版社、一九五七年)が詳述。小山正明「明代の糧長について——とくに前半期の江南デルタ地帯を中心にして——」(原一九六九年。小山『明清社会経済史研究』東京大学出版会、一九九二年、に収録)は、特に江南地方社会における糧長の意義を詳述した。そして、明代中期から後期への変動の表徴として、江南地方社会の支配・指導層を「糧長から郷紳へ」と総括した(小山「中国社会の変容とその展開」、西嶋定生編『東洋史入門』有斐閣、一九六七年)。この見方に従う。

(11) 上海図書館所蔵抄本では、一字が不鮮明。文意から推して、『仍舊“・”照舊“、”もどおり』の意であろう。

(12) 現存の『大明會典』は、編纂時期が中期弘治年間(刊行は正徳)と後期萬曆年間の二種存在する。全く同文の記事が弘治会典にも見られるが、敢えて萬曆会典に拠ったのは、明代後期に到っても国家の規範として存在していることを確認する意味があった。(13) 句読は『大明會典』に従う。この「令」を「シム」と使役に読まず、行政法規の「令」と解したのは、第一に使役の対象が広範に過ぎること、第二に『大明會典』では「某某年。令、」と言う表現が普通に見られること等に因る。例として、この「賦役」巻の「凡番編差役」項冒頭の一文を紹介する…洪武三年。令各處軍民。凡有未占籍而不應役者。許自首(洪武三年。令する。各処の軍戸・民戸で、賦役黄冊に登録せず、徭役負担に応じない者は、自首すれば全て罰しない)。洪武三年庚戌、初めて編番(賦役黄冊の編造)を実施した際の法令であろう。

(14) 『會典』の「合納糧草」が、『實録』では「輸納」となっている。「輸」も納めるの意。

(15) 『萬曆邸抄』萬曆九年夏四月条。拙著A(一九八二年)二七〇頁。当時、現代の新聞に似た機能を持つ「邸報」が存在し、地方在住の士大夫の重要な情報源になっていた。邸抄はその記事から適宜選んで編まれた書籍、と思われる。

(16) 本節のここまでの論述は、詳しくは、拙稿「民望から郷紳へ——十六・七世紀の江南士大夫」(『大阪大学大学院文学研究科紀

要」、第四一卷、二〇〇一年）を参照されたい。特に、激烈に郷紳優免を批判し、均田均役の実現に奮闘した、浙江嘉興府嘉善県の士大夫王文祿が、憤怒を込めてこの現象を指摘している。

(17) 江南では、五代呉越政権治下に始まるデルタ開発が形成した肥沃な水田(圩田^{うでん})で、*oriza sativa japonica* 系統の良質な粳米を生産した。上質の米を北京の宮廷・朝廷に供すべく、普通の税糧の他に、「白糧」という税目が設定され、各州県から徴収された。白糧の北京への運解は選ばれた糧長に課され、この任務に就く時は、「解戸」と呼ばれた。

(18) 史料に見える「幫役」という語彙は普通には見られない。「幫」には「助ける(幫助)」という字義しかないので、取り敢えず「役をタスケル」とした。或いは、呉衛所蔵の原檔案から転写する際の誤記の可能性も存在する。

(19) 以下の浙江海鹽県の郷紳王文祿の主張について、詳細は、拙著A第四章第二節・第五章第一節・第九章第一節等、簡潔には前掲注(16) 拙稿(二〇〇一年) 参照。

(20) 拙著A、二二三―四頁に原文を引く。

(21) 明朝崩壊、江南各地で「奴妾」が起こる。奴婢身分の農民が、「天下の主人が替った。我等も主人を替えよう」と叫び、郷紳宅に押し掛け、自家の身契^{しんせき}^{しんせき} 人身売却契約の返還を求めたのである。六十数年前の日本の学界では、古い生産関係の奴隷が残存し、それが王朝崩壊を機に身分解放を要求、という見方が存在した。しかし彼等は、経済的には自立した先進的な農民であり、所謂「奴隷」ではない。皮肉にも先進的な経営を保護すべく、郷紳に土地を投献、人身を投靠したのである。王朝が倒れた。前朝の郷紳を新支配者は如何に遇する？ 或いは、明朝の官員の資格・身分剥奪、財産は籍没入官も有り得る。奴婢も財産。自立した農民が、突然「官奴婢」身分に陥る危険が存在する！ 庇護有ればこそ投靠したのだ。郷紳に対し、「売身契を返せ」と言う要求は、充分に想像出来るであろう。さて現実には、清朝は前朝の士大夫の処遇に、大きな改変を全く加えなかった。勿論、彼等の財産も安堵された。従って当然に、清朝の統治の安定とともに、江南の奴妾は全く姿を消す。一九五〇年代、未だ郷紳の研究は全く進んでおらず、詭奇・優免など考察されていない中で、奴妾という文字から、即奴隷反乱、即(先進地域での)落伍した生産関係、即その清算^{しんざん} 解放、という論理が展開されていた。

(22) 拙著A二三一頁に紹介したが、まだ踏み込んだ分析は行っていなかった。

(23) 官戸・大戸ともに、黄冊編造関係の国法に見える概念・語彙ではない。何処で何時頃、生まれたか判明しない。

(24) 拙著A、第九章「均田均役法実施の背景」第一節〜第三節に詳説した。

- (25) 前掲注(10)、小山「明代の糧長について」(一九六九年) 参照。
- (26) 柘林鎮は、杭州湾北岸の商港・漁港、かつ塩場地域の中心に位置していた。ただ明代中後期、塩場付属の草場の墾田化が進み、何氏の経済的上昇にも大きく関係する。(現在は浙江嘉興市の平湖市に属する)。
- (27) 「明代松江何氏の變遷」(中文)。繁体字版は、二〇〇九年五月、台北東呉大学の「第七屆史學與文獻學學術研討會」(副題略)で報告、同校歴史系檔案に収録されている。簡体字版は、陳支平編『相聚休休亭——傅衣凌教授誕辰一〇〇週年紀念文集』(廈門大学出版社、二〇一一年)に収載。和訳は、『明清江南社会史論叢』第II篇「士大夫家族」に収載予定。
- (28) 拙稿「農村社会——覺書」(森正夫等編『明清時代史の基本問題』汲古書院、一九九七年) 参照。
- (29) はじめ何氏第七世嗣・孝兄弟に男子無く、潘姓に出嫁した妹の男子(外甥)を兄嗣の長女の婿に招き、何姓を名乗らせていた。やがて、弟孝に良佐・良俊二子が続いて誕生した時、良俊が過繼し、嗣を承継した。入贅の潘某は復姓した。
- (30) 最も早くこれを確認したのは、前掲注(10) 梁方仲論攷であり、「糧里合一」と呼んでいる。
- (31) 佐伯有一「明末の董氏之變——所謂『奴變』の性格に關連して」(『東洋史研究』第一六卷第一号、一九五七年)。
- (32) 拙著A、二二九頁。
- (33) 拙著A、二三四～六頁。
- (34) 上海豫園造宮者潘允瑞の萬曆年間の日記『玉華堂日記』を上海博物館が所蔵、しかし未公開であった。やがて一人の老館員が、これを基本材料に論文を発表。普通のルールとして、論文が公刊された以上、当然公開されると信じ、改めて申込んだが駄目。老館員が抱え込んでおり、中国人研究者も閲覧できぬ。復旦大学の友人達、見兼ねて譚其驥老師に相談、老師の老親友の博物館長宛の紹介状を頂戴し、申込んだが駄目。余英時教授の私に対する諸謙・「濱島君、この論文の史料は偽物だと書き給え。本物なら出さざるを得ないぜ。」この間の事情は、復旦大学歴史系馮賢亮教授が公開している(王家范編『明清江南史研究三十年——一九七八～二〇〇八——』上海古籍出版社、二〇一〇年、五〇〇頁)。上海図書館古籍部で嘆く私に、一男性館員が業務用目録を示し、『手寫日記』の存在を教示され、閲覧・複写が認められた。謝意は尽きぬ。なお初めて閲覧した時、若き院生古尾寛教授が偶然同行、一部筆写を助けて頂いた。ご厚情は忘れぬ。
- (35) 拙著Aでは、無錫県の里長の任務が、普通の「里長」、徴税担当の「糧頭」、そして黄冊担当の「書手」の三種に分化していたことを確認した(二二九～三〇頁)。現在この史料からは、①上下五甲に分割され十年内に二度服役、②糧・里合一が行われてい

る事が確認される。二番目の「書手」は江南の通例として(二三三～三五頁)、包攬されていた。

(36) 吳廷燮『明督撫年表』(中華書局、一九八二年)卷四「應天」に拠ると、徐民式は萬曆三十七年十一月～四十二年正月在任。その改革については、拙著Aの第六章第二節「徐民式の改革」及び第九章第三節「南直隸の改革」に詳述。

(37) 拙著A、第九章「均田均役法実施の背景」、第三節「南直隸の改革」参照。最上部は現任・退職の宰相レベルの人士にまで、各階層の真摯な支持・支援と執拗な反対・妨害が見られたことを細かに実証した。

附 安廣居の家系

幸いに安氏には嘉慶年間編纂・刊行の族譜『膠山安氏黃氏家乘合鈔』が存在し（膠山は無錫の雅称）、ユタ系譜協会が所蔵、（私の申請に拠り）麻布の協会東京事務所はマイクロフィルムを取り寄せ、現在は電子化に依って何処からでも閲覧・複写が可能である。ところで書名の特異に各位は気付かれるであろう。安氏と黄氏両姓の族譜の合譜なのである。ただ明代から清代中期まで、両姓の合譜は存在せず、巻四・五の『澤上宗譜』（無錫安氏を記述）と巻六・七の『膠山新譜』（後述の無錫黄氏を記述）が存在し、嘉慶年間に両者を合わせ、新たに巻一―巻四が編纂されたと判断される（以下、この新編の部分のみを『合譜』と称する）。『合譜』の内容有る記述は、元末第一世安元卿から始まる（無錫への始遷祖は全く登場しない）。第二世汝徳は、明初に浙江金華府同知に任じたとあり、安氏は学問を積む在地地主であったらしい。

問題は第三世。汝徳には宇・宙の二子が有り、何れも子孫が続いた。しかし、『合譜』巻一では、蘇州府長洲県の黄仲茂が汝徳に入贅し、宇・宙とならんで「嗣子」の位置を占めている。日記筆者の安廣居は、実は黄仲茂の子孫である。仲茂には黄姓の子孫も繁茂し、黄氏『膠山新譜』巻六は、第一世として黄仲茂を挙げている。『合譜』でこそ安仲茂の子孫が記載されているが、安氏『澤上宗譜』には安仲茂の系列は記載が全く無い。つまり、『家乗合鈔』を編纂し、『合譜』を叙述する時に、初めて第三世に安仲茂を組み込み、その子孫には『膠山新譜』の祖型『華山黄氏譜』を引用したのであろう。結果が輩行の名字の不一致（後述第一）という、何とも珍妙な現象に結果したと思われる。

既に【史料〇八】末尾、「過繼」の項で述べた。男子無き場合、「同姓同族卑属」の男子が承継するのだが、国法・慣習双方の規範であった。ただ貧困な階層には異姓男子に継がせ、官憲も見ぬふりをするのが珍しくない。しかし、安氏は貧困に非ず、かつ嗣子が二人もおり、異姓承継の必要は皆無である。私は、黄仲茂は擬制家族の「義男」

として収養されたと断定した。それを補強する史料が、この『家乗合鈔』自体に含まれる。

一、『合譜』巻一、第四世(宇・宙・仲茂の子)の名は、何れも「以」字を共有する。しかし第五世では、宇・宙の孫が示偏を共有するのに対し、仲茂の孫は庠・序・學・校を名乗る。そして何と第六世仲茂の曾孫が示偏を共有している!もし宇・宙と仲茂両系統が真の同族として扱われていたら、絶対に起こり得ない現象である(同輩で、偏を共有、又は意義が同一範疇の文字を共有するのは、輩行を確認し、尊卑の分を明確にするためである)。義男身分の仲茂系統は家譜の編纂等できず、後に階層上昇に従い編纂した際に、誤って偽造した可能性も想像できる。

二、『合譜』巻一安仲茂の項は『華山黃氏譜』を引き、仲茂を「入贅」とし、巻六『膠山新譜』黄仲茂の項所引『華山黃氏譜』には、妻を「安氏」とする。しかし、安氏本宗は、各代の女子の出嫁先を詳細に記す(隣県江陰の浦家に嫁いだ女性が、『史通通釋』の進士浦起龍を生んでいる)が、汝徳の娘を仲茂に娶せたことは全く記載が無い。

この二点からでも、黄仲茂の安家への入贅とは「安家の女子を娶り、安家の一員として嗣子となった」という本来の語義を意味せず、義男としての「入贅」であったことが確認出来る。近世江南の開発段階、人口移動の方向は西(蘇州東部)から東(無錫東南)へ。その典型が、黄仲茂に見出される。彼は佃僕であった。では『華山黃氏譜』は捏造か。然らず。確かに安姓の女性を娶った。ただ彼女は、義女≠婢女であって、決して安氏の家族ではなかった。第七世(『華山黃氏譜』では第五世)、仲茂の玄孫安国は、非常に有能な人材とされ、水田開発や柑橘園経営(丘陵華山が有る)等で大いに財を成し、折しも江南に共通の市鎮簇生期に在って、現代でも無錫県東南部の巨鎮たる安鎮の基礎を築いた。経済的階層上昇、普通に斯かる漢人は、子・孫をして読書に励ませる。斯くて明代前期の江南でしばしば見出す、義男出自から最終的に郷紳への上昇が果たされた。第八世安如山は嘉靖八年進士、第九世安希范は萬曆十四年進士(無錫に相応しく著名な東林)と、安(黄)仲茂系統は完全に士大夫家族に上昇した。翻って、宙の系統は、稀に生員を出すも、清代まで遂に郷紳は一人も出ていない。俗に言う「バットシナイ」安氏本宗は、勢

威ある仲茂系統との関係を断ち難く、清代後期嘉慶年間に到って、『家乗合鈔』が出現したと思われる。なお完全に士大夫に上昇した仲茂系統の安氏も、黄氏との同一感情は懐き続けていた。『日記』八年十七日には竿牘「與蔡二府（府丞）」の草稿があり、「寒族は原と黄に出づる」が、「貧宗（貧しき同族）」黄某は所有地が皆無になり、「叛奴」林某に侮辱されている。家屋を買った林某は売価を値切って払わず、訴訟になり、上訴している。これは「富を以て貧を欺し、僕を以て主を凌める」ものであり、「善処を」と、訴訟への介入を求めている。本来の同族のために動いたのである。